

第47回宍粟市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成24年3月7日（水曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 3月7日 午前9時30分宣告（第3日）

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

出席議員（20名）

1番 岸本義明 議員	2番 寄川靖宏 議員
3番 木藤幹雄 議員	4番 秋田裕三 議員
5番 東豊俊 議員	6番 福嶋齊 議員
7番 伊藤一郎 議員	8番 岩露昭美 議員
9番 藤原正憲 議員	10番 大倉澄子 議員
11番 實友勉 議員	12番 高山政信 議員
13番 山下由美 議員	14番 岡前治生 議員
15番 山根昇 議員	16番 小林健志 議員
17番 大上正司 議員	18番 西本諭 議員
19番 岡崎久和 議員	20番 岡田初雄 議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 畑中正之 君	書記 榎谷米男 君
書記 原田渉 君	書記 松原よしみ 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	釜 田 道 夫 君
一宮市民局長	西 山 大 作 君	波賀市民局長	上 田 学 君
千種市民局長	秋 武 賢 是 君	まちづくり推進部長	伊 藤 次 郎 君
総 務 部 長	清 水 弘 和 君	市民生活部長	岸 本 年 生 君
健康福祉部長	杉 尾 克 君	産 業 部 長	平 野 安 雄 君
農業委員会事務局長	藤 原 卓 郎 君	土 木 部 長	神 名 博 信 君
水 道 部 長	米 山 芳 博 君	教育委員会教育部長	福 元 晶 三 君
総合病院事務部長	広 本 栄 三 君	消防本部消防長	幸 島 幸 博 君

(午前9時30分 開議)

○議長(岡田初雄君) 皆さん、おはようございます。

開会前に御報告申し上げます。岸本義明議員より、本日の会議を遅刻する旨、届けが提出されておりますので、御報告をいたします。

それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長(岡田初雄君) 日程第1、一般質問を行います。

順次、発言を許可します。

7番 伊藤一郎議員。

○7番(伊藤一郎君) 7番、伊藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

1点目は、自然エネルギーで市内電気供給率100%以上を目指すべきというタイトルで質問いたします。

1月21日、宍粟防災センターにて森と水の地球環境大学が開催されました。講師は兵庫県立大学大学院、横山孝雄先生です。講演内容は、私が前に一般質問したとと共通しております。話を聞き、再度市長に質問いたします。

自然エネルギーによる電力開発については、淡路市が電気供給量100%を目指して特区申請しているとのこと。以前の質問にて特区申請を求めましたが、歯切れのよい回答ではなかったように思います。ぜひとも、宍粟市の産業を興す視点から、自然エネルギーによる電力開発の特区申請を求めたいと思います。

2点目、地域交通システムについて。

この件については、何度となく一般質問いたしましたが、私の考え方と市長の考え方が違うようです。市内幹線バス運行、支線運行の委託化をして、市内のどこで乗ってもどこでおりても同一料金体制を導入すべきです。市長も北部から選出されている今こそ解決できる問題ではないかと思うので、繰り返しになりますが、再度質問いたします。

3点目、地域振興券にかわり、常設的なポイント制度を導入してはどうか。

宍粟市内の経済活性化をするためには、まずは宍粟市内の産物を市内の住民が消費することが大切です。市内でつくられた産物、製品が市内にて消費される行為に対してポイント制度を導入し、一定のポイントがたまれば商品券で消費者に還元するシステムをつくることにより、市内でのお金の循環を、まずは始めるべきだと思

いますので、どうぞ、この点について回答をお願いいたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 伊藤一郎議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） おはようございます。引き続き、御苦労さまです。

それでは、伊藤議員の質問にお答えをいたします。

私のほうから、自然エネルギーの関係についてお答えをいたしたいと思います。

あとの問題、それぞれ部長のほうからお答えを申し上げます。

公共交通の関係で、私が北部からということをおっしゃったわけですが、何か非常に不便なところに住んでいるような感じをしておるんですが、私のところ、御存じのようにガソリンスタンドもAコープも、お医者さんも保育所も小学校も、大体歩いて15分圏内でございます。しかし、それはそれとして、幾らかやっぱりそうした交通については理解は持つておるつもりであります。今、いろんな検討をしてもらっておりますので、これらについては副市長のほうから申し上げたいというふうに思います。

それから、地域振興券にかかわるということで、ポイント制度につきましては、これ商工会どこともではないと思いますが、今、まだおやりになってるかどうかわかりませんが、そうしたポイント制度をやっておられるところもあるように思っておりますが、これにつきましては、担当部長からお答えをいたします。

初めに、エネルギーの関係でございますが、宍粟市には、御案内のとおり、エネルギー源となる資源というのが非常に豊富でございます。それらを生かしていくためには、地域主体の取り組みが重要であるというふうに思っております。

環境基本計画アクションプランにおいて2030年に70%のエネルギー自給を目指してということにしていますが、その達成のために地域住民と事業者、あるいは行政が連携をして、太陽光発電や小水力発電などの再生可能エネルギーの導入や資源環境システムの構築など、循環型社会のビジョンを構築して、先導的なモデル地域づくりに取り組みたいというふうに考えているところであります。

特に、この小水力発電につきましては、大きなダムや水源を必要とせず、中小の河川、あるいは溪流を生かすことにより発電ができることから、その可能性が注目されているところであります。今後、専門家、あるいは学識者などによる調査を踏まえ、市内の企業の参加も得ながら導入に向けた検討を進めたいと考えております。

このことにつきましては、昨年知事との懇話会の中で、県のほうもこうしたこ

とに一定のルールといいますか、そういったことを検討してほしいというようなことも申し上げて、知事のほうから場所を選定をするといいますか、調査をするといいますか、適したところの調査を行うという約束をいただいております。まだ発表が具体的にされておきませんが、いずれされると思います。そういったことと、それから宍粟市におきましても、今、環境市民会議等でも水力発電というふうなことに非常に興味を持たれて研究がされておりますし、ある企業のほうとしましても、そうしたことにも取り組んでみたいというようなことが言われておきまして、今、連携をしながらそういった取り組みについての可能性を探っているというところがあります。

そういう中で、特区ということですが、特区といいますのは、例えばこの水力発電等に関してといいますと、河川法の適用が当然ございます。それから、電気事業法という縛りもあるだろうと思います。そういったことを手続的に簡素にするとか、あるいは施設をつくった場合の償却を特別償却という形でしていくとか、あるいはそうした場合の税額をどうするかとかいう、そういった縛りをできるだけ簡素化にしていこうというのが特区でありますから、今、検討しておる中で、そうした問題が生じてくれば、当然そうしたことの申請というのは必要になってくるわけありますので、検討しながらそういったことも考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 地域の交通システム等、公共交通活性化協議会にもいろいろ議論いただいております。

伊藤議員さんから料金のことについて御指摘をいただきましたので、それに対する費用の面から少し御案内をして、また御意見もいただきたいなと思います。

現在市内の神姫バスが運行しております乗車人員は約1年間27万人の利用がございます。仮にこれを、御指摘のようにワンコインより少し安く300円で計算をしますと、現在路線バスの全経費が約1億3,400万円ぐらいかかっております。それから300円の27万人分、8,100万円引きますと5,300万円の不足になるわけがございます。これに対して、平成23年度の予算におきましては、市の補助が3,500万円、5,300万円に対して、県補助等引きますと3,500万円の試算をするわけがございます。これに対して平成24年度の補助金が、いろいろシステム等の変更がありますので1,800万円計上いたしております。そうしますと、約1,700万円程度の負担増が

見込まれるわけでございます。

また、加えまして、その運賃システムを導入することが必要になってきますので、その車両に料金受取機器等を設置するのが約3,000万円かかるという試算もいたしておるところでございます。

さらには、国・県の補助路線につきましては、現在4分の3から2分の1のバス対策費補助金がございます。しかしながら、これをコミバス方式で民間に委託しますと、補助率が下がりますして10分の1になり、県の補助のみになります。こういったことから、少し費用的、財源的には困難な状況になるのかなと思っております。

そういう状況の中から、申し上げました協議会の中でも平成22年度に策定をいたしました。宍粟市地域公共交通総合連携計画におきましても幹線軸については現在の事業者によりますバス路線を維持しようというところに今のところ定めておるわけでございます。

いずれにしましても、その経費負担につきまして、公共交通のいろんな要件ございますけれども、市民合意が得られるのか、あるいは財政状況について、その状況で引き続き継続してできるのかということもあわせまして、いろいろ協議会でもさらに検討したいという考えでございます。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、地域振興券にかわり常設的なポイント制度の導入の御質問でございます。このことにつきましては、商工会の中の会議でも出ている案件のようでもございます。

まず、ポイント制度につきましては、従来それぞれ各町で取り組まれております。旧山崎町、旧千種町においては昭和38年から、さらに旧一宮町においては昭和52年から導入されて、平成7年にはカード方式になっているという状況の中で、ある一定の買い上げをされた方について、それぞれシール等を進呈する中で、商品券とかえるというような仕組みになっているという状況でございますが、加盟店舗が、約、当初から比べましたら3分の1程度減少しているということで、利用状況にしてはなかなか課題があるというようなことも確認をさせていただいてます。

まず、今現在、商工会独自の活性化の取り組みといたしましては、平成21年に国の経済対策等を利用した中でのプレミアム付きの生活応援券を発行していただきまして、一定成果が出ております。

そのノウハウ等を利用していただきまして、平成23年度には商工会独自の地域活性化のためのプレミアム付きの商品券を発行していただき、平成25年まで、今、事

業として行っていただいているという状況でございます。

さらに、商店街独自の事業といたしましては、御案内のとおり、千種商店街の協力ののもとに、子育て優待カード事業として平成23年から地域全体が子育て世代を盛り上げるという状況の中から取り組んでいただいているところでございますが、このことについても検証の結果、平成24年度以降につきましては、一部制度も拡大して行っていこうということで、今、商工会とも協議しているという状況でございます。

このように、非常に独自の取り組みはされておりますが、厳しい状況の中でございます。御提案があります地産地消、市内の金、物が市内で還元できるシステムづくりということについては、冒頭市長のほうからもありましたように、近隣の市町でも先進の事例もございます。そのことも参考にさせていただきまして、今後、商工会とも十分協議をして、制度の導入に向けて検討していきたいというふうに思っています。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 7番、伊藤一郎議員。

○7番（伊藤一郎君） 自然エネルギーについて、市長は知事をお願いしたと言われたんで、出たんかもしれませんが、これ、2012年3月2日の神戸新聞なんですけれども、「小水力発電事業化探る」ということで県が今度2012年度予算案で補助を出しております。それで、お願いしたいのは、小規模水力発電化事業を、できれば水利組合とか集落営農などの団体と1回協議してもらって、宍粟市内にはいっぱい小水力のできる適地域がありますので、そこでこの補助金を使って、何とか実用化に向けた試験運行を、やっぱりしてもらいたいなと思うんです。まずその点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） どういう形にするかということがまずあるわけですが、どれぐらいのワット数をというようなこともございます。そういう中で、今、考えておりますのは、最初から余り大きなこと考えることというのはなかなか難しいだろうと。大きなことを考えるとすれば、これは太陽光発電でも水力発電でもそうなんですが、逆に多くの皆さんから資金を募集するという方法もあるだろうと思います。例えば、定年退職をしたりとか、あるいは高齢者の方で、お金は持っているけども、今さら家を太陽光に改造することが、もう後、短いのでというような方もいらっしゃいます。しかし、何かの形で環境に貢献したいというような方もいらっしゃいますので、そういう方から募集をすることも必要かと思っております。それに、そうし

た支援策とあわせてやる方法もございます。それにつきましても、いろいろ場所とか、あるいは出力等をどれぐらい持っていくかと、そういったことを十分検討しながら進めていきたいというふうに思います。

また、もう少し小さな楽しみとしてということも考えてみてはどうかというふうに思っています。と言いますのは、年末になりますと、あちこちでイルミネーションがたくさん出て、非常に夜空を楽しませてくれるわけですが、あれの電気代というのは非常に高いわけございますので、そういったことにも使えるような小さなものも研究してみてもどうかと。そんなこと、両方考えているところであります。

○議長（岡田初雄君） 7番、伊藤一郎議員。

○7番（伊藤一郎君） 小水力発電はもう既に実用化の発電であって、いろんなケースが各地で行われてますので、それを導入してもらえばいいと思います。今言われる、あとは資金面の話だと思うので。何とか実用化に持って行っていただきたいと思います。

次に、地域交通システムなんですけれども、確かに補助金の関係で言いますと、そのようになると思うんですけれども、私は福祉関連のほうを担当してますので、やっぱりこの地域交通システムがきちとした制度にならないと、福祉のほうの運送事業がなかなか定まらないわけですね。だから、地域交通が、やはりきちとして、できるだけ住民を拾ってくれた後、福祉部門で、福祉タクシーなどを利用せざるを得ない人、そういう人を、やっぱり福祉の部門で拾っていくという形をとらなければならないと思うんです。そやけど今の現状では、福祉部門が、ある意味で言うたら地域交通の人までも巻き込んでやってる状態です。だから、福祉部門の費用が物すごく高くついております。

だから、そういうことを考えたら、何もコミュニティーバスでやっても十分やっていけると思うんです。その部分も考えたら。それと学校のスクールバスの関係も考えれば、ワンコインの交通システムいうんはできるんじゃないかと思います。

それで、ここに日経グローバルいうて、2012年2月6日のナンバー189いうやつなんですけども、月刊誌ですけど。「生活の足を確保するためには」いうて、特集されています。その中でずっと458市のコミュニティーバスの平均運賃が出ております。大体ワンコインの100円が主体なんですけども、大体100円から300円で、ほとんどの市がその中に入っております。その中で、宍粟市は13番目の料金で550円と。これは恐らく神姫バスの料金がここに平均として出されてると思うんです。これは2010年8月から2011年3月の統計から採取したものです。それで、1番高いの

が山口県美祢市で1,050円です、平均が。そして帯広市が1,000円。それからずっと下がってきまして、宍粟市が550円で13番目。それで、大体のところが大體100円やと思ってもらったらいいいわけです。だから、宍粟市の地域交通いうんが、ある意味でいうたら高い。普通の地域よりも高いわけですね。だから、これをやっぱり、地域の格差をなくす1番効果のあるのが、私は地域交通の料金一本化やないかなと思うんです。奥の人も、私みたいに町内におるのもね。だから、町内におる私が言うてるんですから、ある意味でいうたら、北部の人は、大歓迎や思うんですね。だからそういう意味で、私は市長が北部から出ておられるんだから、これは市長の政治生命かけてやってもらえるべき仕事じゃないかなと言ってるわけなんで、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 公共交通、いよいよ本格的に考えていかなければならん時期に来てんのかなというふうに思います。金額は100円とか300円とかそういうことも大事かもしれませんが、今、宍粟市に交通機関がすべてないという発想でもって考えてみたら、どういうことになってくるんだろうなど。何もないということになれば、新しい会社を興すとか何かを考えて、公共交通考えていかなきゃならないと。そこら辺から考えていかないと、なかなか大きな改革というのはできないんじゃないかなと。

現在においては既存の交通機関があるわけですし、その中で、行政もかなりの負担をしている。そしてまた、コミュニティーバスにも大きな負担をしている。そうした全体枠の中で、じゃあ公共交通にこれぐらいは使ってもいいじゃないかと。ほかのことは押さえてでもこれに使おうじゃないかというような、一つのルールというものもつくっていかなくや、なかなか難しいんじゃないかなと思ってます。

今、交通の会議でいろいろ検討してもらっておりますけれども、時にそんな発想の中で考えていくことも一つの方法かなというふうには思っております。

○議長（岡田初雄君） 7番、伊藤一郎議員。

○7番（伊藤一郎君） ここに邑南町のバス運行の料金表があります。これは去年に産建が行かれたところらしいですけど、これはもう定額制なんですね。それで私たちは四、五年前に木曾福島に視察に行った、これも定額制なんですね。それで、成功している例いうのはほとんどもう定額制なんですね。だから、宍粟市も、やはりもうこの際、定額制に移行する 때가来てるんじゃないかなと思いますので、十分協議をされたらいいんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、地域振興券ポイントカードについてなんですけども、今、私が持っているのはアグロと農協のとキリン堂のポイントカード持っているんですけども、一宮の商工会とかでは、もう既に20年前からずっとやってるという話を聞かせてもらいました。そやけど、私が今言ってるポイント、こういうポイント制度やない。一宮がやってるポイント制度やなしに、宍粟市内で生産された材木資源を利用した製品とか、材木資源ですね、そういうもの。それから農産物の販売を促進するためのポイント制、そういうものが、宍粟市統一して、商工会と協力してできないかなという発想なんです。だから宍粟市でできた物をできるだけ宍粟市の人買って、流通を促進する、そういう制度ができないかなということを考えてるんです。その点について、部長、どない思われます。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） お答えをさせていただきます。

御提案のとおり、今、平成23年から行ってます商工会独自の商品券の発行制度につきましても、市独自の家づくり支援事業、あれとリンクをさせていただいて、商品券を換金するという形をとらせていただいています。すなわち、物こそ違え、それが木材の利用の地産地消にもなってるということをおもっています。

いろいろ調べてみましたら、県下でも、例えば香美町ではこのポイントを現金にかえて、市税なり、それから公共料金にできるようなシステムをとっているようでございます。言われてます提案の趣旨については十分理解はされるわけでございますので、今後、導入に向けまして、今言われます1次産業の部分との関係に向けては制度も一緒に商工会と考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 以上で、7番、伊藤一郎議員の一般質問を終わります。

続いて、10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） おはようございます。大倉澄子でございます。

ただいま、議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

私は、二つのことについてのお尋ねでございます。

最初に、登録型本人通知制度導入についてであります。

ことしの宍粟の彼岸には、どのような天候がめぐり来るのでしょうか。風流を嫌い、毎年律儀にもことわざにぴたりと合わせてやってくる春の彼岸の小鳥殺しのようないたずらはあってほしくはありません。自然の摂理に逆らうことは到底できませんが、私の質問の回答に対しては、ただ、「承知いたしました」とお答え、お聞

きすることができればと願っております。

では、最初の質問に入ります。

2005年に兵庫県内に事務所を置く3人の行政書士が興信所の依頼を受け、他人の戸籍謄本などを大量に不正入手するという事案が発覚しました。現在このような不正取得を防止する方策として、登録型本人通知制度が多くの自治体で導入され始めています。これは事前に登録した住民の戸籍謄本や、本籍記載のある住民票の写しなどを代理人や第三者に交付したとき、その交付した事実を本人に通知する制度であり、戸籍謄本、戸籍抄本などの不正請求による個人の人権侵害の防止を図るためのものです。兵庫県は、昨年6月27日付で本人通知制度について、人権推進上、その抑制力効果も含め、不正取得防止を図るために、意義ある手段の一つであるとの見解を全市町に文書通達したとのことであります。

本年1月には、繰り返される不正取得の状況を勘案すれば、不正取得防止のための仕組みづくりの必要性はますます高まっており、県内、市町が本制度を導入しやすいよう、その検討参考となる導入の手引きを示すとして、井戸知事の指示のもとに作成し、全市町に送付されたと聞いております。

西播磨市町長会や、このほど発足した7市8町広域連携研究会などでもお互いの行政課題として取り上げていただき、市民の利益と人を守るという趣旨に沿い、早急に導入すべきです。導入計画はありますか、お尋ねをいたします。

二つ目であります。

けさの新聞に、「ロシアの大統領選、辛うじてニュースらしかったのはプーチン氏の涙だった」とありました。先日より重い課題ばかりで、少しの火花も出ていたようですが、私とのやりとりは笑顔で、プーチン氏の会見のように、引き分け、始め、の号令をかけていただきたいと思います。

二つ目の質問に入ります。

市の鳥の制定についてであります。

自然豊かな宍粟市の宣伝のために、市の鳥の制定をされてはいかがでしょうか。溪流と自然豊かな宍粟市にも市の鳥を定め、野鳥を通じて、緑、自然環境を大切にす心の象徴として、人と利害関係がなく、市内で見ることができ、姿、声が美しく、多くの人に親しまれることができる鳥を基準に選ばれたらいいのではないかと思います。けさも私の家の東側から、かわいい鳴き声が聞こえてきました。もうすぐウグイスの声も聞こえてきます。毎日が楽しみでもあります。

日本野鳥の会兵庫が、鳥類生息調査をされた翼が結ぶ重要生息地というサイトが

あります。兵庫県、鳥取県、岡山県の代表的な鳥、野鳥が紹介され、音水ちくさ県立自然公園は、保護指定区域になっておりますが、そこで見られる留鳥は、ヤマドリ、ウグイス、メジロ、シジュウカラを初め、ミソサザイなど19種類、夏鳥としては、カッコウやツバメなどの16種類の名がありました。私たちになじみの鳥も多くあります。仙山晩翠、広大な面積の森林王国と言われる宍粟市です。市の木、市の花と同様に、宍粟市のイメージにぴったりの市の象徴とされる鳥があっても悪くはないと思います。御検討いただけませんか。

今回、市のCMも作成されることになりました。ぜひ御一考いただければと思い、お尋ねをいたしました。

以上、二つのことについての御回答、よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 大倉澄子議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、大倉議員の質問にお答えをいたします。

質問の前段で、小鳥殺しとか、引き分けとか、何かもう一つわからん発言があったんですが、私のほうからは、市の鳥の制定について。それから、担当部長のほうから登録型本人通知制度導入についてお答えをしたいと思います。

今、市の鳥の制定ということは計画の中には入れておりませんが、現在、県下41市町において市町の鳥を制定しているところは6市1町ございます。有名なところでは、豊岡市のコウノトリ、それから姫路市の白サギがございます。

それから、そのほかに全国的にはライチョウでありますとか、あるいはトキでありますとか、かなり有名な鳥もあるわけではありますが。

宍粟市におきましても、合併時に、市の木としてブナ、市の花としてササユリが制定がされたところでもあります。ササユリをデザインに取り入れたマスコットキャラクターのしーたんも作成し、あらゆる機会をとらえて市の広報宣伝活動に努めているところでもあります。

自然豊かな宍粟市の宣伝になるような鳥は何かふさわしいのか、また鳥もですが、魚、あるいは昆虫、動物、こういったものも制定しているようなところもあるわけですが、こうした市のシンボルとなるようなものの制定について、もしやるとすれば10周年とか、何かそういった節目といった時期も一つの要素かなというふうに思っております。

現在、市の鳥制定といった計画はありませんけれども、今後環境、あるいは観光といった、それぞれの施策を推進する上で、こうした時期とあわせて検討をしま

いりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 続きまして、登録型本人通知制度導入についてお答えいたします。

弁護士、司法書士及び行政書士等は、職務上、他人の戸籍謄本、住民票を取得することができます。

ところが、議員御指摘のように、その職権を悪用して不正に戸籍謄本、住民票を入手する事案が発生しております。

戸籍謄本や住民票を不正に取得する目的は明らかに身元調査であり、人権侵害でございます。このような不正取得を防止する手段としては、本人通知制度は抑止的効果があるものと考えております。

一方、この制度を導入するに当たっては、交付請求者と被交付請求者間の個人情報保護のこの調整及び電算システム等の変更なども伴いますので、今後、導入に当たって、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） それでは、最初に、市の鳥のことについてお尋ねをいたします。

先ほど、御検討いただけるということでありましたが、例えば、私は調べたんですけれども、神奈川県藤沢市の市の鳥の制定の経緯につきましては、平成4年10月1日の市政記念日に制定されております。先ほど、市長も記念日とかに制定したらいいというような御回答くださいました。

この藤沢市の制定の経緯につきましては、市民代表委員、それと、学識経験者を含む市の鳥選考委員会を設置し、まず、選考委員会で提案された鳥を15種類選ばれました。その15種を、市の広報紙などを通じて皆さんに公表するとともに、各担当市民局窓口で応募用紙を配布、市民の皆さんにも参加を呼びかけ、投票を実施されております。

選考に当たっては、得票数だけではなく、県内、他市町で制定されていない市独自の鳥であるとか、これからのあるべき市の自然環境、状態をあらわせる鳥などの検討を選考委員会で十分に重ねられておまして、その結果、5位のカワセミになっております。明るさと清潔感が市のイメージに合い、その生息が環境浄化の指標

となる点が主な選定理由として挙げられております。

先ほど市長がおっしゃっていただきました豊岡市はコウノトリ、姫路市には白サギ、御存じ、市の鳥であります。このほかにも兵庫県下29市のうち、洲本市、伊丹市、宝塚市が市の鳥を制定しております。中でもいきな制定理由の市がありました。淡路市のチドリです。百人一首の「淡路島通ふ千鳥の鳴く声に幾夜寝覚めぬ須磨の関守」から決定されております。あいにく宍粟市には百人一首に出てくるような有名なところはありませんが、宍粟の自然を愛する市民はたくさんおります。ぜひ呼びかけられ、市の鳥制定に向けた行動を起こしていただきたいと思います。制定をされましたならば、しーたん通信でありますとか、電話の待ち時間の音楽にしたり、始業・就業チャイムなどに流したりするのも風流なことと思われませんか。御意見をお伺いいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 利用の仕方まで懇切丁寧に、ありがとうございます。先ほど申し上げましたとおり。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） 先ほど申し上げましたとおり、制定していただけるということで、よろしいんですね。

5月10日からは愛鳥週間も始まります。愛鳥週間の本来の目的は繁殖期に入った野鳥に対して障害とならぬよう配慮して、あわせて野鳥とそれを取り巻く自然環境を守っていくこととされております。宍粟市を大切に思い、愛してやまない者からの意見であります。市長も同じだと思います。美しい溪流と溪谷の宍粟市をアピールするととてもよい企画と思います。

先ほどもおっしゃっていただきましたが、記念日に、節目に合わせての動きを、私は期待いたしております。他市に先駆けた制定を、速やかにしていただきたい、あわせてお願いでございます。市長が常々おっしゃっておりますけれども、持続可能なふるさとづくりのためにもぜひ実現していただきたいと願うものであります。

かわいい話はこれで終わりにいたしまして、登録型本人通知制度導入についてのお尋ねをいたします。

先ほど、御回答いただきまして、制度導入については検討いただけるようですが、私が最初に言いましたことの事案の詳細を少し述べさせていただきます。

宝塚の行政書士が京都の女性から身元調査によって縁談を壊されたとして、損害賠償請求訴訟を起こされ、行政書士を監督する立場にある兵庫県から行政書士法に

基づき業務禁止処分を受けました。弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士などの8仕業には、職務上必要な場合のみ他人の戸籍謄本、抄本を取得することが許されております。

しかし、この場合は、その多くが興信所の依頼によるものであり、結婚や就職の際の身元調査に使われたことは想像にかたくありません。先ほど、部長もおっしゃっていただきました。

この事件を契機に、日本行政書士会連合会は、再発防止のため、職務上請求書の様式を改めました。さらに、兵庫県行政も井戸知事名で住民票等の不正取得に対する罰則の強化に係る提言を法務大臣に提出しました。そして、この自体を重く受けとめた法務省は、戸籍の原則非公開に向けた法改正を検討し、2008年には戸籍法と住民基本台帳法が改正され、戸籍等を原則非公開としました。また、いわゆる8仕業と呼ばれる資格者にも身分証の提示が義務づけられ、罰則規定が強化されましたが、残念ながら、その後も行政書士や司法書士による不正取得は全国各地で多発しております。昨年11月、東京の司法書士や元弁護士など5人が共謀し、他人の戸籍謄本、抄本を大量に不正取得したという事件が発覚しました。この5人は何と、大阪の印刷業者を使って偽造した2万枚もの職務上請求用紙で不正取得を繰り返していたのです。兵庫県内でもかなりの不正取得があると見られます。本市においてもこの行政書士によって4人の市民の戸籍が不正に取得されたと聞いております。この事実を知っておられますか。お伺いいたします。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 平成22年から本年の1月にかけて4件の不正取得があったと認識しております。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） そこで、三木市では三木市住民票の写しなどに係る本人通知制度に関する条例の制定について、平成23年12月1日、市長名で議案提出され、平成24年1月1日から施行と定められました。

昨年12月12日現在、県内市町の本人通知制度導入並びに検討状況は、導入決定が三木市、導入する方向で検討中が、相生市、たつの市、三田市、加西市、篠山市、丹波市、朝来市、加東市の8市、導入の可否について検討中の市町が16市町、当面導入する予定なしが16市町ありました。このうち、宍粟市はどれに当たりますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 宍粟市におきましては、導入の可否検討中の中に入っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） かなり前向きな検討となっているようで、ありがたいと思いますが、この制度が早くに導入されていたならば、あるいは私が先ほど申し上げましたような問題、事件も防がれていたと思われます。導入に至っていない、主な理由は何だったのか、お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 先ほどお答えさせていただいた中で、交付請求者と被交付請求者、この方々の個人情報も出るということになります。そういった中で、不正にされるというのは非常に把握しにくい部分があるんですが、代理で請求された方の情報も出ますし、それからその相手方も出てきますので、そういった個人情報の保護も考慮しなければならないと。それと、もう1点、システムの変更がございます。

それと、この件ではございません。先ほど県内で三木市が昨年の12月導入ということ、議員のほうからお聞きしたんですが、少し、私のほうで違ってたら申しわけないんですけども、三木市、12月に上程はされたんですが、継続審議になつるように、私のほうは聞いておりましたので、申しわけないです、ちょっと違ってるかもしれませんけれども、よろしく願います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） 私も、三木市のことについてはそういったこともあるとは聞いておりましたけれども、県への回答で導入するという方向で検討中、前向きな姿勢であるというので、宍粟市もそれを参考にさせていただきたいと思って発言したまででございます。

それで、私が最初のほうに書いておりましたけれども、西播磨地域15市町参加、広域連携研究会、これは総務企画部門の課長級さんたちが出席される会だそうですけども、この会の目的とか、また担当課とは少し外れるかもしれませんけれども、防災や医療、観光、交通、さらに加えた行政課題として、ここでも提起していただき、後退することのない信頼に足る市政運営とされることを大いに期待するものであります。

特に、人権問題につきましても、市民の不利益になる不正を絶対許さないということから、情報公開条例や個人情報保護条例、情報公開請求の仕方などにも十分に気をつけて取り組んでいただきたいと思います。担当課の気構えなど、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） こういった不正請求、不正交付に当たりましては、先ほども申し上げましたように、明らかに身元調査が目的でありますし、人権侵害というのが前提でございますので、未然に、当然防ぐ。ましてやこういった制度を適用しているというのは抑止的効果もありますので、そういった方向で検討していきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） 慎重に検討していただいて、導入していただきたいと思っております。

最後に、市長に質問いたします。

西播磨市長会の総会では、広域的に議論すべき課題として毎回開催されているようですけれども、この会合の総会席上でも緊密に連絡を取り合い、宍粟市だけではなく、県下全域の問題として丁寧な議題提起としていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） いや、市長会でこの問題ですか。

市長会には市長会なりにいろんなとらえ方もありますし、検討する課題もございます。そういった中で、担当部長なりの会議で検討すべきもの、あるいは副市長会で検討すべきもの、市長会で検討すべきもの、いろいろございますので、その辺は調整をしながら、どこかで検討をするようにいたしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） 慎重に検討、調整していただきたいと思っております。

あわせての質問ですけれども、もし、これが導入された後の対応について、職員への研修方法、また8仕業の資格者や市民への周知徹底方法については、どのようにしようと考えておられますか、お伺いたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） どのようにということは、それこそどういうことを想像され

とんですか。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） 広報に載せるとか、また8事業者の資格者などの方たちに参加していただいて研修を行っていただくということでもあります。

○市長（田路 勝君） それは当然、そうなった場合には当然しなきゃなりません。ただ、十分検討しないと、犯罪というか、今おっしゃったように、偽造をして発行を取り寄せたということは、これはもう犯罪になるわけですね。だけど、通常に必要な性もあって通常にやられたということは、犯罪でも何でもないわけですが、先ほど部長が言いましたように、その中でいろんな個人情報も出てくるということもありますので、その辺を十分検討しながら、通常の場合、犯罪の場合、いろいろ出てくるだろうと思いますので、そういったことも十分研究をしながら、検討する必要があるだろうというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 10番、大倉澄子議員。

○10番（大倉澄子君） 往々にして、通常の中での間違いというものがありまして、いろんな問題が出てきております。慎重に対応していただきたいと願うものであります。

私が最初に言いましたように、市長の答弁、「承知いたしました」の部類になるんではないかと思っております。まずは安心いたしました。質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、10番、大倉澄子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。午前10時40分まで休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時40分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） それでは、一般質問を行います。

ちょっと調べてみますと、きょうは消防の記念日だというようなことで、3月7日は消防記念日ですということで、消防の仕事が警察から独立して市町村に移った1948年のこの日にちなみますということで、ちょっと私も余り認識なかったんですけども、宍粟市の消防のほうも消防長初めとして、日々、日夜の活動に心から敬意を表するものであります。

また、今回の東日本の震災に際しても非常に、非常勤の消防隊員が亡くなったとか、いろいろなことが伝わってきておりますので、そういった点でも今後、消防の充足、それからまた、公務員の方々も、宍粟市も東北のほうにいろいろと行っていただきましたけども、やはり災害対応も含めて公務員を減らすのはどうなのかな、こんなことも思っております。冒頭、そんなことを述べながら、一般質問に入らせていただきたいというふうに思います。

今、国のほうでは社会保障と税の一体改革といろいろ言われております。消費税の大増税がそれは念頭に置かれているんじゃないかなというふうに思います。一方では社会保障費の切り下げはいろいろと検討されております。

私ども日本共産党は、先日までございましたけども、消費税大増税ストップ、社会保障充実、財政危機打開の提言という形で、こんな形でタブロイド版の文書をまとめさせていただきまして、8ページに渡りまして文書を発表いたしております。やはり議会の場でございますし、また、国政の場でもこうした政策論議は大いにやっていく必要があるんじゃないか、こんな気持ちでございます。あくまでも、地方の財政も大変なときでございますけども、国政の、国の財政の流れもしっかりつかんでいかないとだめではないか、こんな気持ちでございますので、ぜひとも、本日、議場におられる皆さん方につきましては、こうした私どもの提案も、大胆な提案をいたしておりますので、また御希望の方はお届けしますし、また、インターネットでも見ることができますので、ぜひ見ていただいて、御意見等、賜りたい、このように思っております。

それとまた、国政の場では国会議員の削減ということが盛んに言われております。また、宍粟市の議会でも議会改革特別委員会で論議がなされております。しかし、やっぱり国会議員の定数を80人も減らすということは、本当に民意がなかなか届かない。私ども日本共産党は、今の選挙制度、小選挙区、これが1番の大もとに問題があるんじゃないかな、このように提案をいたしております。小選挙区ですから、4割の得票で7割、8割の議席を得るということでございますし、この間、推進されてきた方々も、やはり選挙区が細くなり、1人しか公認されませんから、やっぱり政策的になかなか論議はできない、こんな声も聞こえてまいっております。国会におきましては、抜本的な選挙区制度の改正、それと財政的に大変ならば、政党助成金、今320億円ほど配られておりますけども、別に国の法律を改正しなくても各政党みずから返上したらいいわけですから、少なくとも定数削減よりは政党交付金の削減、自主的な返納を、私どもは主張して求めるものでございます。

また、本市の議会におきましても、合併して7年、8年目を迎えようとしています。やはり広い宍粟市でございますので、余り定数を減らし過ぎると、いろんな多様な意見を持った方々が議会に出にくくなってくるのではないかと、こんな気持ちでございます。基本的にはもうこれ以上の定数削減よりは、少し定数をふやしてもいいのではないかと、こんなことを表明しておきたいというふうに思います。

それでは、一般質問に入らせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、人と自然に優しいまちづくりを目指してでございます。

特に昨今、中山間地の宍粟市でございます。北部3町におきましても、いろいろ山林の手入れなども含めて、大変管理に困っているところがございます。一つ提案したいのは、これは旧一宮町で田路町長の英断にも、当時の町長でございましたけれども、英断にもよりまして、人家裏山の立木を伐採した経緯がございます。やはりこうした補助制度を新たにつくって、やっぱり山里、裏山がもう少し住みやすい状況にしてもいいのではないかな、こんな気持ちでございますので、この点、再度新しい市長のもとで補助金を創設するお気持ちがないのかどうか、お尋ねをしたいというふうに思います。

また、特に有害鳥獣の関係で、いろいろと対策は言われておりますけれども、里山の保全、やっぱりこうした人家の裏山、里山についてももう少し動物と共生できるように、また、自然環境豊かにするためにも里山の保全、人家裏山の保全のためにも、やっぱり花木などをもう少し植えていって、対応していく必要があるのではないかと、こんな気持ちでございます。この点について、お尋ねをいたします。

それから、続きまして、本年度、平成24年度の予算の中でも自然環境の整備など、いろいろ言われております。特に水路改修などいろいろと担当課におかれましても努力、工夫をされてやっていただいておりますけれども、やはり農業用水路などの改修、今、既製品のU字溝ばかりではなくて、やはり魚や蜆が生息できる工法が必要ではないかと、こんなことを思います。

新市になりまして、私も所管の委員会として新しくなされておりますほ場助整備田なども見てきましたけれども、やっぱりそうした蜆が住みやすい、魚が住みやすい工夫もされておりますので、この点でどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

また、農業用水路ではなく、ちょっと土木部長にもお尋ねをしたいと思いますけれども、市道の改修、側溝についても、特に一宮町の西安積地内など、それからまた西深地内などでもやっぱりU字溝が入れられておりますので、もう少し部分的だけでもやっぱりそうした自然に優しい、魚や蜆が生息できる環境をつくるべきではない

か、このように思います。その点について、お尋ねをいたします。

続きまして、2点目でございます。気象警報と学校の休校措置についてであります。

昨今、本当に異常気象と言われておりますし、ゲリラ豪雨などというような言葉で、大変な災害を受けております。宍粟市の観測については、いろいろとテレビ報道も通じて、警報、注意報などの報道がなされておりますけれども、まず最初に、宍粟市の観測はどのような形で気象庁のほうで観測をし、発表しているのか、市として認識されているのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

特に昨年暮れからことしにかけても大雪警報が何度か発令をされました。北部のほうでは、北部という言い方がいいのかどうかわかりませんが、一宮町の北中校区でも20センチ、30センチの雪が降っている。しかし、一宮町の南部、私の住んでおります南中校区などは全く雪が降ってない、積雪もない、こんな状況でございました。しかし一方では、山崎町内の小学校、中学校、幼稚園も含めてだろうと思いますけれども、警報が出てるということで、一律的な休校措置がなされております。こうした一律的な対応がいいのかどうか、この点について、検討をし直すべきではないか、このように考えるわけでございます。この点についてお尋ねをいたします。

続きまして、若者が元気に子育てしやすいまちづくりと市外からの定住者をふやす施策についてお尋ねをしたいと思います。

まず、第1点目に、子育てするなら宍粟市宣言をして、若者定住の促進を図るための数値目標の設定をとということで提案をいたしております。

この平成23年度から創設をされました各会派の政務調査費、私ども共産党議員団もいろいろ活用させていただきまして、グループに分けて、いろんな地域を視察をさせていただきました。また、常任委員会でする活動と違って、有意義な政策勉強をさせていただいております。そうした点も踏まえながら質問をさせていただきたいというふうに思います。

全国的にも、やはり子育てのしやすいまちづくり、住みやすいまちづくり、それから少子高齢化の中で人口をふやすという思い切った取り組みがなされております。そうした点で、やっぱりしっかりと数値目標を決めて、何年後には何人にふやすんだというふうな意気込みを持って対応していく必要があるのではないかなというふうに思います。そうした点でお尋ねをするものであります。

それからまた、保育料、給食費、医療費など、さらなる助成、やっぱりこれにつきましては、本当に若いお母さん方、若い夫婦の家庭が、やっぱりこうした制度に

よって生活がしやすいということも、一定の効果もあらわれてきております。昨日も議題に上がってございましたけれども、相生市では市財政の1%ぐらいが保育料、給食費、医療費などの無料化に使われているということで、市長のほうも思い切ってこれを固定化して数年続けていきたい。また、こうした制度を進める中で、この10年間を見ると、初めて出生率が上回ったと、こんな報告もなされております。ですから、保育料のさらなる軽減、給食費などの無料化についてももう検討していく時期に来ているんじゃないかなと。

それから、医療費は中学生の、入院は無料でございますけれども、通院は無料になっておりません。こうした点でも完全無料化を目指すべきではないか。このように考えるわけであります。その点について、お尋ねをいたします。

続きまして、家屋バンクコーディネーターの配置だけでなく定住促進課の設置についてでございます。新年度の予算の中でも空き家バンク、それからまた、空き家を利用した利活用についても施策的に報道されておりますし、また、それを担当する人的な配置についても、県民局にもお願いして対応したいという市長のこの間の答弁がございましたけれども、やはり担当する課、担当する係をも思い切って設置をして、専門的に、専任的に、日常的にそうした、やっぱり定住人口をふやしていく、こうした対応も必要ではないか、このように考えるわけであります。それらについて、御答弁を求めます。

続きまして、産業おこしの担い手の確保についてであります。なかなか企業誘致についても担当課を含めて努力をされております。また、昨日の答弁の中でも商工労政室の設置というようなことも言われておりますけれども、なかなか外からの企業の呼び込みは大変でございます。県内を見てもパナソニックが来たけども、数年で撤退をする。三重県などでもそんな事例が起きております。そういった点で、やはり市内の自然を生かした農業の活性化、これを基本にしながら対応していく必要があるんじゃないかなと、このように私は考えるわけでございます。

そういう点で、水田農業の再編、それから、やはりなかなか今難しくなっております集落営農についてももう一度検討し直すべきではないかなというふうに思います。何年か前、十数年前になりますけれども、集落で機械化組合とか営農組織をつくられましたけれどもなかなか、サラリーマンですから日曜日ごとに仕事をしたいということで、そうした集落営農の組織が衰退をした経緯もございまして、やはり市独自で集落で、もう少し定年を迎える方々を中心にして、地元の田畑、放棄田を活用するためにもそうした育成組織を図る必要があるんじゃないかな、このよ

うに思います。

それからまた、2点目には、Iターン者に農業経営者を育成し、生活支援の賃金保障ということでございます。これにつきましては、私ども昨年秋には所管の委員会として邑南町に研修に行ってみりました。また先日は、政務調査費を使いまして、京都のJA京都会館のほうで研修会がございまして、そこで邑南町の町長さんのほうからも詳しく話を聞いたわけでございます。やはり地元で何ぼ頑張ってみても、やっぱり外からの人を迎え入れないと活気が出てこないということで、地元で営農する人、それから地元で特産品を使って商売をする人、こんな人たちに月額13万円程度の賃金保障をして後継者の育成をしていってる、こんな事例もございました。

また、宮崎県都城市では、これはもう全く行政も関係なしにやっとなやということで、都城市は火山灰の大地だそうでございますけれども、ここでやっぱり企業、会社を興そうということで40ヘクタール、50ヘクタールの請負をしながら、やはり分家組織、そこで農作業、物をつくることを学んで、それでまた地方に帰っていく。それからまた、そこが気に入れば地元に残るといような、こんなことが行われておりました。それからまた、都会にもアンテナショップをつくって、関西、大阪や東京にも小さな店を出店して行って消費者と結びついていってる。大胆なことが行われておりました。そうした点でも地元の若者、また外からのIターン者も含めて賃金保障も独自の施策を考えながら対応していく必要があるんじゃないかな、このように思います。

それから、何よりも今、放棄田対策ということでいろいろ言われておりますけれども、やはり農家の後継者の育成をしていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。特に大規模化、それから法人化ということが言われておりますけれども、なかなか大規模化、法人化は現実的に難しいという側面もございますので、やはり農機具の更新なども含めて、市独自で一定の対応を考えていって、そうした後継者が市内の田んぼを耕してくれる、物をつくってくれる、そんな施策を独自に考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

また、絡めて、帰ってきてくれる帰農者の確保でございます。宍粟市からもたくさんの方々が都会に出ておられます。しかしやっぱり育ったふるさとでございますので、定年後は宍粟市で住みたい、こんなことを言われている声も聞きますので、やはり定住促進課などもつくりながら、きめ細かな対応が必要になるんじゃないかなというふうに思います。この点でお考えをお尋ねいたします。

最後になりましたけれども、J Aなどと連携し、特産品の開発とブランド化、販売ルートの開拓をとということでございます。

宍粟市には二つのJ Aがございます。J Aハリマも聞いていますと何とか営農職員を育てたいということで、奨学金制度もつくっておられるそうでございますけれども、やはり特産品、大量に同じものをつくるというよりは、少量、多品目、これがやっぱりこれからの販売戦略になっていくのではないかな、こんなことを思います。そういう視点ではJ Aと連携しながら、また農・商・工連携でそうした特別の体制もつくりながら、やっぱり販売ルートを開拓していく必要があるのではないかな。こんなことを考えるわけでございます。そうした点で、そういう対応、対策がないのかどうか、お尋ねをいたします。

以上で、最初の一般質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 山根 昇議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、山根議員の質問にお答えをいたします。

それぞれ、詳細については担当部長のほうからお答えをいたしますが、幾つか私のほうからお答えをいたしたいと思えます。

初めに、人家裏山の立木伐採への助成ということでございますが、これは特に名前が出ましたので、旧町においてこういったことをやったわけでありましたが、特に1番目立つ場所といいますのは、ここにおられる岡崎議員の地元の本谷があるわけですが、ここでは林業関係の補助ではなかったというふうに思っておるわけですが、そういった中で、自分たちで人家裏山、そして道路口等を何とかしようということで、地域でもって地権者との話等していただきました。それに要する経費については、ほかの事業とあわせて支援をさせていただいた経過がございます。

それから、皆さん、お通りになってよくわかると思うんですが、曲里地区、ちょうど市民局の東側の山からずっと北に、ちょうど波賀と三方との分かれ道のあの山側ずっとある一定の間がヒノキだとかスギとかが伐採をされて、ほかの木がまだ大きくなってませんが、いろいろ植わっております。これにつきましては、緊急防災対策だったと思いますが、そういったことで、そうした施業をしながら安全・安心ということにしたことがございます。

いずれもこれは、行政だけでなかなかできるものではありませんし、地域でもってそういう地権者との話だとか、どこまでをどうしようと、こういったことをありてい決定をしていただければ、そうした制度は取り入れて、安心・安全につなげ

ればというふうには思っておりますが、要は自分たちの地域を自分たちで守るとい
う、そういった情勢ができるかどうかということで、こうしたこともこれからの推
進の啓発という形で進めていくことが安心・安全につながるのではないかなとい
うふうに思っていますし、また一方ではケーブルを市が持っております。そういった
ことで、木が倒れてというようなことも危険性もあります。そういった点から検討
に値すると思えますし、それぞれの皆さんがその気になればできないことではな
いだろうというふうに思いますので、極力まず啓蒙に努めていきたいというふう
に思っています。

それから、子育ての関係でございますが、これにつきましては、平成22年から平
成26年までの5年間で第2次宍粟市少子化対策推進総合計画というものを策定を
いたしているところでありますが、こうしたことを基本にいろんな地域の力の情勢と
ともに、総合的に、そしてまた計画的にいろんな事業推進をしているところであ
ります。

現在子どもたちが健やかに生まれ育つ環境と未来に夢と希望が持てるまちを目指
して、そうした施策として111項目にわたる、そうした施策を展開しているわけ
であります。

そういう中で、子育てするなら宍粟市宣言ということでございますし、こうした
ことをすることによってそれぞれの息が上がってくるということもござい
ますが、まず、今111項目を、どういう効果があったかとか、あるいはそういった、まず
検証をする必要があるかなというふうに思っています。その検証をしながら、
そうしたことも考えてまいりたいというふうに思っています。

それから、なかなかこの企業誘致というのは難しいという話でありましたが、私
もそのとおりではないかと思えますし、先般の一般質問にもお答えをいたしまし
たが、どんどん海外に出る状況の中で、地域を活性化させるというのは非常に
難しい課題であります。林業、農業、あるいは地域の資源、地域の文化、あ
るいは文化財、そういったものを含めて観光基本計画の中でそうしたことも
見詰め直しながら活性化につなげればというふうに考えているところであ
ります。

また、農業の振興のためにはどうしても農協ということが重要な役割を果
たすわけですので、これまで兵庫西と宍粟市ということの中でのいろんなこと
がなかったわけですが、わずかの金額ではありますけれども、今年度の予算
の中でそうした協議会を兵庫西と宍粟市とで出し合っということを計画を
いたしております。

将来的にはハリマと旧3町との関係もござい
ますが、一本化にするのか、その辺

は今後の課題となるだろうと思いますが、そういう中で6次産業的なことも考えたり、あるいは場合によれば兵庫西の産物を冬場においてはハリマ管内にもというようなことなり、あるいはまた、夏場についてはハリマ管内から兵庫西といったような、そういう流通についても研究をすべきではないかということで、そうした協議会を立ち上げるということにいたしております。

あと詳しいことについては、それぞれ部長のほうからお答えを申し上げます。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、伊藤次郎君。

○まちづくり推進部長（伊藤次郎君） それでは私のほうから、空き家バンクコーディネーターの設置だけでなく、定住促進課の設置をという御質問でございますけども、お答えをしたいと思います。

宍粟市におきましては定住促進施策として空き家バンク制度であったり市外からの新築転入世帯などへの奨励金、マイツリーの贈呈などを行っております。

市内におきましても空き家や休耕地が増加する中、これらを資源として生かし、市外から定住を推進するため、新年度は空き家を活用した体験施設の整備やホームページの充実、民間団体との連携による情報発信等を進めたいと考えております。定住促進課とはなりません、まちづくりの所管において他の施策と連動いたしまして積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 気象警報に係る宍粟市の観測地点についてお答えいたします。

警報や注意報などは雨量や積雪深、風速などが一定の基準に達すると予想される場合に、神戸海洋気象台が市町を単位に発表いたします。

宍粟市付近の予想につきましては大阪、広島、島根、高知などに設置されております気象レーダーの解析雨量をもとに宍粟市内に設置されております国・県の雨量計数値、これを補正しながら、宍粟市全域を兵庫県南部に位置づけ、大雪警報等を発表しておりますので、市内の特定の観測ポイントのデータだけを参考に発表しているわけではございません。

以上です。

続きまして、医療費などさらなる助成をという御質問についてお答えいたします。

現在宍粟市では少子化に対処する施策の一環として未来に夢と希望を持って子育てに専念できる環境を整備する目的で乳幼児医療費助成事業、児童医療費助成事業、

こども医療費助成事業を実施しているところでございます。

この3事業につきましては、平成23年度、制度の見直しを行い、拡充を図ったところでございます。これらの制度につきましては、ゼロ歳児から中学校3年生まで医療費の自己負担の軽減を図っております。今後もこの制度を継続していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、私のほうから5点にわたりまして、御質問がありますので、回答させていただきたいと思っております。

まず、1点目の人家裏山の立木伐採の助成につきましては、先ほど市長のほうから基本的な考えは、答弁されたとおりでございます。現行で行ってます県民緑税を利用した事業等の内容と、今言われてます小規模、またライフラインを確保した事業の内容等は若干相違があると思っております。一定地域での伐採等々の合意等の条件を付すというふうな状況の中から、新たな制度については検討をさせていただきたいというふうに考えております。

それから2点目の里山保全の活用についてでございます。

このことにつきましても、現在行ってます観光基本計画の中にも取り入れておりますので、具体的な方法につきましては計画の中でまた具現化をしていきたいと。あわせまして、今現在行ってます緑化協会を通じまして花や花木の配布なり、また、緑化についての啓蒙等々についても引き続き促進を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、3点目の土地改良事業等における生態系に優しい工法の採用ということで、先ほど質問の中にありました道路河川等々につきましては、後ほど土木部長のほうからお答えされるということでございますので、私のほうからは、土地改良事業について、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

土地改良事業におきましては、環境との調和に配慮した事業の推進という指針が国のほうから平成14年に示されております。現在、施工中の県営事業であります青木、宇原のほ場整備では、一部で排水路を活用した魚介類の小生物の生体空間に配慮した環境配慮型の水路等も設置をしております。

また、今後におきましては、県の夢推進事業に当たりますふるさと風景づくり事業の中でも棚田景観に配慮した工法なり、それから今後、市の単独事業についても、先ほど申し上げました同様の趣旨のもと、実施をしていくというふうな考え方でご

ございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に産業おこしの担い手の関係でございます。このことにつきましても、基本的な考え方は市長の答弁があったとおりでございます。若干、詳細になりますが、よろしくお願ひします。

まず、水田農業の再編でございます。このことにつきましては、全国的な担い手の不足ですとか、耕作放棄地が増加している中、自給率の向上、農業経営の改善を目指して、それぞれ一体化で総合的に進めていくよというこの国からの通知があったところでございます。このような状況の中、今年度までおのおので取り組んでおりました水田農業の推進協議会や担い手育成総合支援協議会等を整理、再編する中で、市の実情に即した宍粟市地域農業再生協議会を新たに設立することで、今後効果・効率的な運営を果たす中で、宍粟市の将来的な農業の推進を目指していきたいというふうに考えております。

またお尋ねの集落営農の育成でございますが、農業経営の規模拡大による持続可能な安定した営農母体を育成するというところで、平成23年度から県と普及所、それから農協さんとの協働によります営農指導講座を取り組ませていただいております。この中では非常に多くの農家の方が参加をしていただきまして、今、熱心に集落での目標なり、集落の将来の姿そのものについても議論をされております。今後、この趣旨等に関心なり意欲を持たれている地域についても積極的に徹底した話し合いの中で集落営農の確立ということに努めていきたいというふうに考えてます。

次、Iターン者の支援でございます。このことにつきましても、平成24年、来年度から、地域の人と農地の問題の解決に向けた施策という中で、Iターン者に限らず新規就農者に対して、農業経営者育成教育を実施する機関への助成も行うということで教育機関自身の能力アップを図ったり、また就農者の農業経営の向上を目指すということで制度が出ておりますが、いずれにいたしましても、この制度は地域内での話し合いにより、地域の中心となる経営母体、すなわち、人と農地プランを策定した地域において、一定助成制度でございます。宍粟市においても、やはりこの制度を受け入れられる農会、地域、また候補者等々の確立が専決でもございます。徹底した話し合いのもとにこの制度の活用についても今後、努めていきたいというふうに考えております。

次に、農家の後継者づくりにつきましては、先ほどの集落営農の確立と同様でございますが、やはり個々の農家の事情もありまして、非常に困難な中でもございますが、地域の農業は地域の手でという基本的な考え方の中で、現在の市独自の集落

営農の助成制度も含めまして、今後、国・県の施策もあわせて重点的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから次に、定住帰農者の確保でございます。このことにつきましても、先ほど申し上げましたように、今回、新しく地域農業再生の協議会を設立する中で、共通の課題として今後検討していくということでございますが、現在、空き家バンク等、定住促進事業等も含めまして、策定中の観光基本計画の中にも、るる項目として挙がっております。具体的には、田舎暮らしの体験事業を通して定住促進のきっかけになればというようなことも、今、具体も出しておりますので、今後、一連のもと、営農活動等々についても検討していきたいというふうに考えております。

最後に、特産品の開発とブランド化でございます。このことにつきましても、先ほど、市長の答弁の中にもありましたように、JAの組織の再編、それから観光基本計画の中でまた考えていくということで、いずれにいたしましても販売ルートの開発ということにつきましては、今後新しく計画をしております南部の農業振興協議会、さらには既存の北部振興協議会等あわせる中で、スケールメリットを生かした広域的な組織力、販路の拡大、また直販所の拡大等も考えていきたいというふうに考えてますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、神名博信君。

○土木部長（神名博信君） 土木関係につきましては、道路構造令に基づきまして、構造物も含め、計画、施行といたしております。しかし、議員が申されますように、魚に優しいとか蛍の住めるような工法も必要なことから、国・県あわせて工法の見直しを行っているところでございます。既に災害復旧等につきましては、一部空石積みの工法等、取り入れているところでございます。私もこういった工法は必要と考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 教育委員会の関係、2点が出ておりますので、私のほうでお答え申し上げたいと、このように思います。

1点目の学校の休校措置の関係であります。先ほど、市民生活部長の答弁がありましたように、宍粟市を限定して警報が出ておる状況であります。教育委員会としては児童・生徒の安全確保が最優先であると、このようにとらえておりました、その気象庁の情報により対応するよう、市内幼稚園、小学校、中学校長に指示をし

ておるところであります。

具体的な対応例としましては、授業日において午前6時の時点で警報が発令されておりましたら自宅待機、さらに午前8時の段階で警報が継続中でありましたら臨時休業をとる、このような措置をとってきており、今後もこの対応でいきたいと、このように考えております。

続きまして、2点目の保育料等の関係であります。現在保育料につきましては、御承知のとおり、国の示す徴収基準額を基本として、その基準額にそれぞれの所得階層に応じて15%から35%の補助率を乗じた額を市の保育料として算定し、保護者負担の軽減を図っているところであります。

また、平成21年度より国の徴収基準においては所得階層区分が8階層であるものを宍粟市においては所得階層を11階層に細分化しまして、保護者負担の所得に応じた適正負担を図っているところであります。

御質問のさらなる助成と、このことではありますが、現在、国の子ども・子育て新システムの動向、いろいろありますが、さらに近隣市町の状況、市の健全財政等々の観点からも含め、当面、現状を維持したい、この中で進めていきたい、このように考えております。

給食費につきましても、現状で実施していきたいと、このように考えております。以上であります。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） それでは、与えられた時間の中で再質問を行っていききたいというふうに思います。

まず最初に、答弁の順番とは違いますが、教育長に再度お尋ねしますが、気象警報等、学校の休校措置についてでございます。

これにつきましては、いろいろ判断等もあろうかと思えますけれども、やはり宍粟市は本当に広いのではないかなど。一般住民から見て、大雪警報が出てるといってみても、本当に一宮だけ見ても降ってるところと降ってないところ、それから宍粟市全体を見ても、また山崎と比べてみたらもう全く違うわけでございますから、もう少し観測をよくして、休校措置等については対応ができないものなのか、再度お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 今、警報の件で御質問なんですけれども、まず気象情報を何を根拠にしてやるかということでございます。そういう意味では、やはり専門的

な立場の判断を優先するという事でございます。今、御指摘いただいたように、非常に広い地域ですので、雪が降っておるところと降っていないところというような、そういうような状況も、確かに現実としてはあるわけでございます。ただ、警報といいましても、大雨の警報もありますし、それから大雪、あるいは風の警報も、暴風雨の警報も、あるいは洪水警報も、いろんな形の警報がございますので、そういう意味では個々にそれぞれの地域で判断というのは非常に現状としては難しいのではないかと。そういう意味では先ほど部長が申し上げましたように、まず子どもたちの安全ということを最優先にしてこのような判断をしておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） また、大雪警報と雨の警報とか、また台風の警報はもっと違ってくるんじゃないかなというふうに思いますので、先ほど部長の答弁ですと、観測地点は宍粟市内1点だけではなしに、幅広く判断されてるということでございますので、今後はちょっと気象庁のほうともいろいろやりとりもしてもらって、また私のほうもいろいろ研究はしてみたいと思いますけれども、雪警報についてはもう少し出し方があるんじゃないかなというふうに思います。その点では、お互いの研究課題にさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、裏山の関係でございますけれども、立木の伐採の助成については、市長としては旧町の経験、あれもいろいろ苦労しながらやって、大変喜ばれたんじゃないかなというふうに思っておりますし、またあの制度が復活せんかなという声も一宮町だけじゃなく、ほかの地域でも聞きますので、ちょっとぜひとも、最近高齢化ということもございますし、それからまた台風などによって裏山の立木が倒れますと民家の補償というようなことで住民間のトラブル等も発生している件数も、私も何件か対応した経験がございますので、こうした点につきましても一定、よく現場も調べて、ぜひとも助成制度などもつくってほしいなど。

それとあわせて緑化協会を通じて花木などの植樹を進めたいということでございますけれども、今、花木の植樹は結構まちの中でされとんじゃないかなと。裏山まではまだ行ってないんじゃないかなという感じはしますので、その点、担当課の認識も改めていただいて、もう少し幅広く人家の裏山まで含めて里山保全ということまで対応できないものかどうか、お尋ねをいたします。

それと3点目は、先ほど土木部長もU字溝ばかりではなく、私もそう思いますと言われたんですが、現実的に言ったらU字溝ばかりの施工でございますので、もう少し、これはあくまでも財源的な問題もあろうかとは思いますが、やはり水

路の改修全面的に、全部じゃなしに、部分的にでもするということが自然環境に優しい、それからまた都会から来てもらうにもいいのではないかなというふうにも思いますし、また魅力あるまちづくりになるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひとも工法の、それからまた設計の見直しを行ってほしいと思うんですけども、ちょっとその点、簡単に御答弁をお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） まず、里山の花木の推進でございます。先ほど申し上げました緑化協会については、御案内のとおり、民家周辺ですとか公共施設でございます。今現在考えてます観光基本計画の中では、例えば桜の開花の時期にしましたら、市内でも1カ月ぐらいずれるといような中で、里山に植樹というのは、具体的なお話も出てますので、この部分については考えておるところでございます。

それから、施設の環境保全の関係でございますが、経済性なり、これは施工性等の問題もございますが、先ほど申し上げましたように、基本的な考え方は踏襲をしていきたいというふうに考えてます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、神名博信君。

○土木部長（神名博信君） コスト縮減にもなろうかと思えます。できるだけ平成24年度から実施に向けて検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） ぜひ強く要望しておきたいというふうに思います。

それから、子育て支援の拡充の関係でございますけれども、給食費は現行のまま、保育料も、たしか穴栗市の場合は3人目からだと思えますけれども、やはり子どもをふやそうと思ったら2人目から対応していかないと僕はだめじゃないかなというふうに思うので、その点で、保育料を安くしていく、軽減化していくことも必要ではないかなというふうに思いますし、また思い切って給食費まで見直していくということも、魅力あるまちづくりになっていくんじゃないかなというふうに思いますし、それが一つの目玉、売りになるんじゃないかなというふうに思いますので、ちょっとその点、御答弁をお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 教育委員会教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 御案内のとおり、3人目以降については保育料無料というふうに現状なっております、現状は御存じのとおりだと思いますし、

先ほど申し上げましたとおり、1人目、2人目、いろいろありまして、それからまた階層によって15、35ということで、他市町といろいろな部分で比較してみますと、決して宍粟市もいろいろな意味で子育て支援をしておるんじゃないかなと、このように思っております。またいろんなところで市長が申し上げておりますとおり、全体的に子育て支援のあり方についてはまたいろいろあるかと思うんですが、財政的な面含めて、現状では先ほど申し上げたとおり、現状の中で子育て支援を含めて考えていきたいと、このように考えておりますので、現状で当面は維持するのが妥当かなと、このように考えております。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） それではちょっと、人口をふやしていくことについてでございます。

市長のほうは、きょうの午前中の答弁でもなかなか難しいんじゃないかなという答弁でございましたけれども、これは昨年度、私ども産業建設常任委員会、福嶋議員の提案もございまして邑南町に行ってまいりましたけれども、ここでは、はっきり目標、目的を持って定住促進課をつくられて、幅広い施策が対応されておりました。

その中で一つ私、目を引いたのが、やっぱりもう定住人口ふやしていこうではないかなということで、この定住人口につきまして、しっかりと200名を、これは平成23年から平成27年ですか、5カ年の間に200名をふやそうではないかなと。観光入り込み客を60万から100万にしようではないかと。それから食と農に関する起業家、地元で頑張ってくれる人を5名ふやそうではないかなというふうな形できちっと目標を決められて対応されているなということについては、本当に感動をさせられたところでございます。

そのためには、市外からの若者の受け入れ制度ということで、特に都会の若者、それからまた、一宮から出ていった若者については生活が不安定ですとなかなか地元にも残ってくれませんので、いろんな研修制度を設けまして、月額13万円の賃金保証、新規就農者についても13万円、それから市内のレストランで研修する場合、起業家促進ということで、これも13万円というような形で制度が設けられておりました。

財源的にもいろいろ聞いてみましたが、結構国や県の、いろんな助成金、補助金がありますから、余り町の一般財源を使わなくても対応できるのではないかなと、こんなことも言われておりましたので、その点で、もう少し財源の使い方を

工夫されて、やはり人口増、それから市内の若者を市内で育てていく、このことが大切じゃないかなというふうに思います。

その点で、最後、市長にお尋ねしますけれども、やはり今、マイスター制度とかいろいろ言われておりますけれども、余り私は課をふやすことについてはどうなのかなと思いますけれども、課とか係とか、やはり横断的に対応できる担当係を置いて対応されたほうがいいんじゃないかなと、このように思うわけです。

今度また機構改革も行われますけれども、本当に職員自身も今までやっていたあの係はどこへ行ったんか全くわからんというふうなことが言われておりますので、もう少しやっぱりそういう点では専門的にきちっと各担当部課を横断して対応できる促進課などをつくって対応していく必要があるんじゃないかなと思うのが1点と、それからやはり農業の後継者支援という点では、やはり大規模農家、それから法人化を前提とした農業支援ではなかなか宍粟市の場合、難しいんじゃないかなというふうに思います。そういう点では、また国・県のいろんな助成制度とか、それからまた一般財源等もあるんじゃないかなと思いますので、そういった点を活用していただいて、独自の制度を使って産業、農業を活力あるものにしていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。その点で、再度お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、発言されたこと、大体私も共感する面もあるわけですが、子育てにつきましては、現在111というふうに先ほど申し上げましたが、一つ一つこれらの点検をまずやっていきたい。平成26年までの計画でやっておるわけですが、中間的な点検をまずやりたいなというふうに思っております。

それから組織であります。今年度の平成24年度、もう間もなく人事異動ということがありますが、組織というのは、この前も申し上げましたが、そのときそのときで、ある程度、生き物と同じように情勢が変わったりいろいろいたします。そういったこともとらえながら、そしてまた、今、縦横というような話もあったわけですが、グループ制というようなことも一つ、今度には試みとしてそういったこともやっていきたいというふうに思っておりますのと、例えば一つの課に職員が何人か張りつきますが、そのほかに非常に興味を持ってるとか、自分の仕事以外にも興味を持ったりとか、そういった場合にはそこにもかかわれる、そういったシステムもつくっていったらというふうに思っているところであります。

それから農業振興につきましては、なかなか株式会社の算入といったようなことも非常に難しい課題ではあるんですが、そういった中で、農業を、ただ物をつくる

というだけでなしに、観光の中にも入れておるわけですが、多角的な活用方法、そういったものも踏まえて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 以上で、15番、山根 昇議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食のために暫時休憩をいたします。午後1時まで休憩といたします。

午前11時38分休憩

午後 1時00分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 13番の山下です。一般質問を行います。

まず最初に、小学校は地域の財産、統廃合一辺倒ではなく、地域の学校を守る取り組みについて、質問をいたします。

去る1月25日、日本共産党宍粟市会議員団で宮崎県五ヶ瀬町教育委員会へ視察に行き、G授業の取り組み状況についてお聞きいたしました。

五ヶ瀬町は人口5,000人弱で、平成23年現在、小学校は4校あり、全校児童は43人、41人、53人、92人、中学校は2校あり、35人、95人と、すべて小規模校と言えます。G授業は各教科、各学年の学習内容ごとに最適な児童・生徒数で授業を行うために、学校間の垣根という考え方は取り払い、事業を進めていきます。

G授業の取り組みは、前教育長が平成19年度より従来の小規模校の統廃合計画を見直し、360名の児童・生徒に対して75名の先生と12名の校長、教頭の管理職がいることを過疎地域ならではの有利な人的な財産ととらえ、この環境を有効に生かそうということから考え出されたそうです。学校教育を推進するに当たっての基本理念は地域があって、子どもがいて、学校がある。学校教育がいかに関域に貢献できるかという考え方に立っています。

具体的なG授業の取り組みは、小学校の場合はスクールバスを有効利用し、各小学校より10分から20分程度かけて2学年ずつ一つの小学校に集まり、その单元ごとに多人数で学習するほうが効果の出る授業、少人数のほうが効果の出る授業を選定して実施しています。例えば音楽と算数をG授業に選択した場合、音楽は1人の先生が受け持ち、残りの3人の先生はほかの学年の担任の先生4人と合計7人で算数の授業に当たり、習熟度別にきめ細やかな指導を行うという仕組みになっております。ここには一つのまちに4校すべてで一つの小学校という考え方が貫かれていま

す。小学校は地域にとって大きな財産であり、なくなることは地域づくりにも大きな影響を及ぼします。この五ヶ瀬町のシステムを宍粟市においても検討し、統廃合一辺倒ではなく地域の小学校を守っていくべきではないでしょうか。

続きまして、第3期宍粟市障害者福祉計画、平成24年度から平成26年度案には実質的な支援計画がないのではないかとこの質問をいたします。

第3期宍粟市障害者福祉計画を策定するためのアンケート調査が平成23年6月に実施されています。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っておられる方及び福祉サービスを利用されている方、医療費助成を受けておられる方1,000人を対象に実施され575人の方から回答が返ってきております。

その設問で、地域での生活支援を初めとする各種の取り組みの中で特に重要と思われるものは何かという問いに対しての回答が、働ける場所や小規模作業所の充実が45.9%となっておりますが、福祉計画には具体的な整備実施計画がありません。また、自由記述の欄においては、回答を寄せてくださっている人たちは具体的な生活の苦しさを訴えておられますし、実質的にこうしてほしいという願いも書いておられます。しかしながら、この思いや願いにこたえられない具体性のない第3期宍粟市障害者福祉計画案であると思われませんが、どうか。障がいのある人たちの願いにこたえることのできる実質的な支援計画を作成するべきではないでしょうか。

以上で質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 山下由美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 御質問にお答えをさせていただきます。

まず、宮崎県五ヶ瀬町のG授業等についてのことでございますけれども、私も資料をいただきまして、いろいろ勉強をさせていただきました。また、実は平成22年11月28日の朝日新聞に「小さい学校集まって授業」というような、そういうニュースも出ておりましたので、いろいろこの五ヶ瀬町の教育につきましては少し勉強をさせていただきました。非常に興味深い、小規模の学校を生かした興味深い取り組みであると考えております。五ヶ瀬町は、先ほどありましたように4小学校、それから2中学校という非常に小規模な学校があるという、そういう町でございますけれども、その中でG授業ということで五ヶ瀬で生まれ育ち、生き、五ヶ瀬を創造する人づくりというような形で、非常にユニークな教育を展開されておるとこの部分については十分承知をしておるところでございます。

宍粟市においてももしその子ども生き生きプランという形で平成22年8月に策定

して、この教育振興を進めておるところでございます。地域の宝である子どもたちに「育もう夢と希望、拓こうまちの未来、創りあげよう宍粟の教育」これが宍粟市の基本理念でございます。そういう中で、宍粟に生き、宍粟を生かす人づくりという形でいろんな事業を展開しておるところでございます。

先ほど五ヶ瀬町のG授業でございますけれども、この部分について参考になるところはどこかという部分でございます。宍粟市においてもそういう似たような形の取り組みはしておるところでございますけれども、この五ヶ瀬町の小学校の規模というのは41人から53人ぐらいの規模の学校が四つ、小学校ではあるわけですがけれども、宍粟市においては平成23年度の状況ですけれども、例えば全校数が18、それから16、31、35、44、44、48という、非常に小規模といいますか、過小規模校というような、そういう状況がございます。距離も非常に遠いという部分もございますし、このG授業をもう少しいろいろ資料を見てもと、学校は大体年間授業時数というのがあるわけですがけれども、行事等によりますけれども、180から200というのが年間の授業時数ですがけれども、このG授業が実施されておるのは10日ほどということで、月1回というぐらいな状況が五ヶ瀬町の状況かと思っております。そういう状況の中でいろいろ教育成果も研究報告をいただいておりますけれども、非常に、やった場合に効果は大きい部分があるかと思っておりますけれども、これがもう年間、月1回というような状況で、全体としての効果という部分についてはどうかなという思いをしております。

それから、もう一つ、このG授業の本来的な中身の部分ですがけれども、授業のクラス規模という部分もちろんあるわけですがけれども、いわゆる協調学習というような形で、授業のあり方、一斉授業から協調学習というような形で、非常に授業の中で多様性やとか細かい指導を組み合わせたような形の、いわゆる授業手法の部分が非常に大きいのかなという思いがしております。そういう意味では、その授業手法についてはいろいろ学んでいかなければいけないなというふうに思っております。

宍粟市においてはいろんな状況があるわけですがけれども、適正は集団の中で、それぞれの地域性を生かしながら子どもの多様な触れ合い、十分な切磋琢磨、いろんな機会を教育環境を整える中で学校規模適正化ということをして、今、目指しておるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、この学校規模適正化につきましても、その準備段階として小・小連携とかいうような形で交流学习だとか、いろんな行事の連携等も進めたいと考えておりますので、あわせて御理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 第3期障害者福祉計画についてお答えいたします。

今期の計画ですけれども、地域でともに暮らせるまちづくりを基本理念に策定しております。御質問の、具体的な整備実施計画ということにつきましては、施設整備には社会福祉法人等の民間事業者による整備を基本と考えておりまして、今期計画では具体的な数値等は掲げておりません。

次に、実質的な支援計画ということにつきましては、平成24年度に改正障害者自立支援法に基づきまして、相談支援体制の強化を図るため、総合的な相談支援センター、基幹相談支援センターを設置する予定をしております。

また、障害福祉サービスにつきましては、適切なサービス利用に向けてケアマネージメントによりきめ細かく支援するため、対象者が大幅に拡大される予定となっております。

対象者拡大に当たっては、相談支援の提供体制の整備が必要となるため、改正法施行後3年間で段階的に対象者が拡大される見込みとなっております。3年後には障害福祉サービスを受けられる方全員のサービス利用計画が作成されるという見込みとなっております。このような状況でございますので、平成24年度からは段階的にはありますが、一人一人に応じた相談支援、サービスの提供が行えるようになりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それでは、地域の学校を守る取り組みをから再質問をさせていただきます。

この五ヶ瀬町のような実例があることを知らずに、千種町では既に平成21年8月に作成されております宍粟市学校規模適正化推進計画に基づいて、小学校の統廃合が行われてしまっております。この千種の3校が1校に統廃合されたことによって、教育委員会に請求していただいた資料によりますと、教職員が19人も減員しております。ちなみに、この4月より開校する千種小学校の教職員数は18名となっておりますが、19人も貴重な人材を失ったということになっておりますけれども、この事実について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 学校の規模というのは当然県の配置基準の中で決められるわけでございますので、そういう中でその人数ということでございます。ただ、現在の千種南小学校につきましては、集積による統合加配というのもついております。

ろでございます。

人数という部分についてはそういうことが御指摘いただいたとおりにかと思っておりますけれども、そういう中で、適正な集団規模の中でいろんな、多様な教育を展開していきたいという、そういうことで、このような形で進めさせていただいておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） そのことについて、もう一度これから先、学校規模適正化推進計画に基づいて行われていったら教職員数がどのようになっていくかということで、教育委員会にいただいた資料を持って考えてみました。

現在考えておられます宍粟市学校規模適正化推進計画なんですけれども、それによりますと、計画推進期間、この10年間のうちに、まず菅野小学校、土万小学校を一つに統廃合する。それから城下小学校、戸原小学校を一つに統廃合する。伊水小学校、都多小学校を一つに統廃合をする。それから、神戸小学校、染河内小学校を一つにする。また下三方小学校、三方小学校、繁盛小学校を一つに統廃合する。それから波賀小学校、野原小学校、道谷小学校を一つに統廃合するという計画になっております。この計画に基づいて統廃合を進めていけば、10年間のうちに宍粟市内に20校あります小学校が10校になります。そして教職員数は100人以上減員するということになります。現在259人おられますが。こうなった場合、きめ細やかな教育はできなくなるんじゃないかと私は思います。この現実について、どのようにお考えですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 私が非常に印象に残っておる事例があります。実は、千種東小学校ですけれども、ある子どもが「僕はサッカーがしたいんや」ということを非常に、作文か何かに、学校、入学したらサッカーをしたいんやということを書いておりました。サッカーは11人いないとできないわけでございます。相手チームということになりますと22人ということになるわけですが、いろんな、これは一つの例でございますけれども、私は当然御指摘いただいておりますように、きめ細やかな指導というのも非常に大事な要素だと思いますし、あわせていろんな価値観といいますか、考え方といいますか、アイデアといいますか、そういう中で討論をしたり、あるいは意見をつなぎ合ったり、学び合ったりという、そういうことがやはり教育では非常に大事な要素であるという、そういうふうに思っております。

そういう意味では、いろんな地域で御説明申し上げるときに、子どもは子どもの

中で育つんだという、もちろん教師がいろんなことを教えていくという部分もありますけれども、このG授業でも言えることですが、やはりグループの中でのいろんな意見を出し合いながら議論をしていくという、そういう教育の過程というのは非常に大事な部分であると、そういうふうに考えております。そういう意味ではきめ細やかな指導は当然必要ですけれども、あわせてそういう多様な教育形態といえますか、そういう環境を保障していくということも非常に、私は教育としては大事な部分ではないかなというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 千種東小学校の、僕はサッカーがしたいという子どもさんの願いは絶対かなえないとだめだと思います。その願いをかなえるために、その五ヶ瀬町のG授業のような取り組みを考えていけば、貴重な人材であります教職員の数を減らさずにできるのではないかと。きめ細やかな教育もともにできるのではないかと、私はそのように思います。

私は五ヶ瀬町に視察に行って、それでその取り組みのお話を聞く中で、一つ心に残った言葉があるんです。それは、何年先にどうなるかということで計画を進めていくのではなくて、今ある子どもたちをどう生き生きと健やかに育てていくか、それを私たちは重点的に考えております。そのように言われました。

千種町では既に3校で37人もおられた教職員の数が1校に統廃合されたことによって18人に減員しております。本当に子どもたちにきめ細やかな教育が行われるのかどうか、今、ここにおられる子どもたちが生き生きと健やかに育っていくのかどうか、私は非常に心配しております。そのことについては、どう思われますか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 学校規模の適正化という部分につきましては、規模を適正にするということはもちろんあるわけですが、あわせて新しい学校ができるわけですので、そういう新しい学校でどういう授業、どういう教育を展開していくかということもあわせて取り組まなければいけないという、そういうふうに思っております。具体的に、先ほどから教員の数の問題が出ておるわけですが、じゃあ今、200人、300人おる学校の教育ができてないかということになると、きちっとできておるわけですので、私はその適正な配置の中でどう子どもたちを地域に根差した宍粟市の子どもたちを育てていくかということを検討しなければいけないと思いますし、あわせて平成24年4月に新しい千種小学校がスタートするわけですが、その中で地域に根差した新しい校風といえますか、教育活動とい

いますか、教育を展開していただくように、教育委員会としてもお願いをしたいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 私は五ヶ瀬町に行って思ったんですけれども、本当に今ある子どもたちを大切にするために、もっともっとよりよい子どもたちのための教育を推進するために、そういう視点から物を考えておられるわけです。このような、五ヶ瀬町のような取り組みも実際に可能であるわけです。

私はこの教職員というこの貴重な人材を、この宍粟市から失わないように、また、地域に小学校がなくなるということは地域づくりにも大きな影響を及ぼすと思います。だから、その地域の財産を守っていくということも含めて、もう一度しっかりと考え、検討していくべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 確かに地域の中で学校といいますか、コミュニティーの核という部分につきましては、御指摘のとおりだと思っております。私は学校は今申し上げましたように、もちろん地域、コミュニティーの中心であるということについては疑う余地はないという、そういうふうに思っておりますけれども、少なくとも学校というのは第一義的には子どもの教育をするために学校があるんだという、そこが私は非常に大事なところかなという、そういう意味において、子どもにとって、教育にとってよりよい環境をつくるという、そういうことが、私は大事なことではないかというふうに思っております。

そういう意味では、学校は教育をする、子どもの教育をするためにあるんだという、そこを我々は1番に考えてこの学校規模適正化という部分について取り組んでおるところでございますし、御指摘をたびたびいただいております教育の中身については当然新たな形で適正化する中で、宍粟の子どもたちをしっかりと育てていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） それでは、余り質問時間がないので、続きまして、第3期宍粟市障害者福祉計画についての質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど部長が具体的な施設の整備について、民間事業者による民設民営を基本としているので数値目標等を掲げていない、そんなふうに回答されましたが、それは民間任せでそれでよいということなのですか。このアンケートの結果からでもわかるように、具体的に施設の整備を願っている方がたくさんおられます。だから、数

値目標を掲げて必要な施設を整備していくというのが宍粟市の責任ではないですか、
どうですか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 施設整備に関して、数値目標ですけれども、先ほどもお答えしましたように、基本的には社会福祉法人等による民間事業者による整備ということを考えております。また、この施設整備につきまして、数値目標を掲げていないから、いわゆる民間事業者等からの施設整備の要望があったとき、これを決して拒むものではありません。事業者から施設整備の希望があればどんどんやっていただいて結構だと思っております。また、数値目標がないということに関しまして、まだ現在、市内にもいろんな事業所があります。そういったところにも声かけをしながら、施設整備に向けて市としても取り組んでいきたいと考えております。
以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 民間事業者から施設を整備したいというような話がなくても、このアンケートで宍粟市民の中で障がいを持っておられる方たちが施設をつくってもらいたいと言われてるんですから、宍粟市として責任を持ってつくっていかなければならないと私は思います。

次の質問に移るんですけれども、平成24年度に相談支援体制の強化を図るために基幹相談支援センター、これを設置するというふうに、先ほど部長が回答されたんですけれども、この支援センターがあるというだけでは何の役にも立たないと、私はそのように思います。障がいには、身体障害、知的障害、精神障害、そして発達障害があります。私はこの四つのそれぞれの分野でしっかりと知識を持っておられる専門家を配置することが、絶対に必要であると思います。

また、この四つの分野をよくわかっておられるお医者さん、医療とも連携をとっていかなければなりません。

この中の発達障害ですが、この発達障害においては、いまだ発達障害者の手帳制度がないとかおくれた分野であります。この発達障害においても深く理解をしていく専門家が必要であると思っております。この相談支援センターにおいて、このような人的な配置を考えておられるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 基幹相談支援センターですけれども、センターの職員につきまして、これ、国のほうからもどんな職種の職員を配置するか、示されて

おりません。現在考えておりますことは、相談支援、これをさらに充実させて取り組んでいきたいと考えております。

それと、医療機関との連携ですけれども、これも重要だと考えております。市医師会等とも連携を図りながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 私が先ほど言いましたような、しっかりとした体制をつくってもらいたいと思います。

次に質問しますけれども、この障がいに関するアンケート調査の結果の自由記述の欄を見ると、宍粟市の障害者施策の不十分さがうかがわれます。

例えば、市役所や病院に手話通訳者を設置してもらいたいとか、災害時非難指定場所となっている公民館などのトイレ、段差等の改善を進めてもらいたい。また歩道がないので危険を感じることが多い、歩道があっても狭くて通れなかったり、段差や傾斜があって危ないところが多い。また、1歳になる息子が先天性の左手の欠損を持って生まれてきたので、筋電義手の使用例が今、宍粟市内にないので助成制度をつくってもらいたい。そのような声や障害者が働ける場所をつくってもらいたい。グループホームの施設が絶対に必要、相談できる体制、専門的なことも含めたことが重要。専門の先生の配置をふやしてもらいたいなど、これはほんの一例ですけれども、このような声がたくさん記述されております。こんなにはっきりと障がいのある人や家族が求めておられるのに、第3期障害者福祉計画案には何ら具体的な支援計画がありません。障がいのある人たちの声に耳を傾けておられないのではないですか、どうですか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） アンケートの自由記述欄ですけれども、いろんな意見をお寄せいただいております。それぞれ対応すべきだとは考えますけれども、即座にはなかなか無理な状況もあります。また、いろんな、例えば手話通訳の配置であるとか、避難所のトイレの関係、あるいは道路等のバリアフリー、これらにつきましても、いろんな部署と連携しながら取り組んでいただけるよう、健康福祉部としても努力したいと考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 先ほど、それらの声に対して即座には無理と言われました。

しかしながら、本当にその人たちは今すぐにでも助けてもらいたい、そういうつもりでこの自由記述に一生懸命書いておられるんです。即座には無理どころか、この平成24年から平成26年、この3年間の計画にもない。これはどういうことなのか、しっかりと説明、お願いします。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 具体的な計画ということなんですけれども、決してそういったところ、支援等につきまして、おろそかに考えているものではありません。またこの計画につきましては、15人の策定委員さんに加え、関西福祉大学よりアドバイザーとして1名加わっていただき、16人で協議し、案を策定していただいております。そのような状況なので、この計画案につきまして、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） この計画案について御理解いただきたいと言われても、先ほどの御回答では理解はできません。おろそかに考えていないとおっしゃるならば、この人たちの強い願いを、この3年間の計画に入れるべきではないですか。

○議長（岡田初雄君） 暫時休憩いたします。

午後 1時37分休憩

午後 1時37分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。答弁を求めます。

健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 先ほども策定委員会のことについてお答えしたわけなんですけれども、この策定委員会にはそれぞれ障害者団体の代表の方であるとか、あるいは施設のほうからも代表として加わっていただき、協議いただいております。現在では個々の意見として集約しているという状況です。今後、それらについては十分検討しながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 委員会で決めたということですけど、本当に数回の委員会しか、これ、開いておられませんよね。それで本当にちゃんとした計画ができるとは思わないですけども、どうですか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 委員会は合計4回開催しております。それで計画はできていると、私のほうは認識しております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） たった4回の委員会でしっかりとした計画ができるとは私は思いませんし、それに先ほども申しましたように、非常に不十分な内容になっております。しっかりと検討し直してもらいたい、そのように思います。

続きまして、同じ質問なんですけれども、このアンケートの回答の中には非常に深刻な、すぐにでも手を差し伸べなければならない記述があります。生活費に困っています。助けてください。このままでは行き倒れになります。お金がなく、食べるものがなく、毎日空腹でおなかが痛くなるような感じです。どうやって生活をしていけばいいのか、大変悩んでいます。このままだと首をくくって死んだほうがいいんじゃないかと思うことが多々あります。何かいい手だてはないのでしょうか。生活の苦しさから、自分だけでもいなくなったらと思い、自殺も時々考えるようになってきています。こんな深刻な記述があります。

障害者の自立支援法ができてから、それができるまでは能力に応じた負担でありましたが、応益負担の考え方が入ってきて、生きるためのサービスを利用するのにもお金がかかるようになってしまいました。私はこのアンケートにあります深刻な事態を回避するために、宍粟市では生きるために必要なサービスを能力に応じた負担にするように考えていかなければならないと思いますが、どうでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） サービス需要に対する利用者負担ですけれども、応能負担、応益負担、いろんな意見があろうかと思いますが、国のほうで決められた制度でございますので、私のほうからは、ちょっとコメント差し控えたいと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 部長にお尋ねします。済みません、ちょっと余りにも驚いた発言でしたので。国のほうで決められた制度が間違っていて、宍粟市の人たちが死にたいとまで思っておられるのに、国のほうで決められた制度で仕方がないと、宍粟市の福祉部長がそういうふうにおっしゃられるんですか。もう一度お尋ね

します。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 私、先ほど申し上げたのは、利用者負担に関することとございまして、アンケート結果のことにつきましても、先ほど御質問があったらどうかと思います。このことにつきましても、いわゆる相談支援体制、十分充実させるとともに、市役所のここへ来ていただければいろんな相談、可能ですよという、そういった周知、啓発、図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 先ほど福祉部長がさまざまに回答されました。私は本当、信じられないような、障がいを持っておられる方たちが聞かれたら本当に悲しくなるだろうと思うような回答であったと、そう思うんですが、市長はどのようにお考えですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、アンケート見てのお話だったと思うんですが、具体的に相談を受けられたという話ではないんですね、今の話は。そういったことが現実にあるようでしたら、連絡をしていただければ、担当者が訪問もいたしますし、あるいは相談、紹介をしていただければ、そういった対応もさせていただいております。

今、福祉計画の中ですが、具体的な問題が出ましたので、その事例事例によっていろんな対応をこれまでさせていただいております。私のところにも直接そうした自殺というふうなことも考えたという話も来てまいりましたが、そういった方には、水道から下水から、税の関係、あるいは金融機関の関係、いろいろ出てくるわけですが、そういったこともそれぞれ担当が手分けして解決をした事例もありますので、計画と現実の問題ということについては若干違うかと思いますが、いつでもそういったことにつきましても、相談をいただけたらというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） このアンケートは計画をつくるためのアンケートであって、1,000名の障がいを持っておられる方にこのアンケートを送られて575名の方が回答を寄せてくださっております。特に障がいを持っておられる方が時間をとってこのアンケートを書くということにも、さまざまに大変な中に、一生懸命、それでもと、この宍粟市に何とかしてくれと願いを託して、この3年間の計画を本当によいものにしてくれと願いを託して、普通に元気な人たちが書くよりも本当に大変な思いで、

この計画をよいものにしてほしい、命を救ってもらいたい、そういうふうな思いで書かれたアンケートであり、よりよい計画にしてもらいたいということなわけなんです。

先ほど市長が答えられた中では、直接相談に来てくださいと言われますけども、しかしながら、この計画がちゃんとしたものでない限り、障がいを持っておられる方たちの本当の願いはかなえられないんじゃないですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 計画というのは全般的な計画でありますし、今お話になった、あしたにでも自殺しなきゃならんのだというのは、これは緊急の問題であります。だから緊急の問題については、悠長なこと言われなくていつでも連絡いただくということが大事ではないかと。そして、そうしたことにならないように、手だてをするとというのが我々の仕事でありますから。計画というのは全体を見回してこういう問題もある、こういう問題もあると。そういう中で専門のいろんな委員さんが議論をしながらつくり上げていく、それが計画でありますから。緊急の問題は緊急の問題として、対応をしていかなければならないわけですので。その点はひとつ、また今後とも協力をいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） もちろん、その緊急の問題は先ほど市長がおっしゃられたように、すぐに、本当に対応してもらいたい問題であると思います。

それでは、先ほど言うておりましたこの計画の問題について、市長はどのようにお考えですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、申し上げましたように、計画につきましては、そうしたアンケートを分析をしながらそれぞれの専門の委員さん等で協議をされてでき上がったというふうに私は聞いておりますし、そう理解をいたしております。

○議長（岡田初雄君） 13番、山下由美議員。

○13番（山下由美君） 何かもう何度も言いましてもどうしようもないようですので、最後に、私、質問させてもらいたいですけれども、障がいが、その人を生きづらくさせるのではないと私は思うんです。なぜ障がいのある人たちが生きづらくなるのかというのは、周りの人たちの無理解と、それから障がいに対する政策の不十分さ、これであると思います。こういったものが生きづらくさせていくんやという認識をしっかりと持って、障がいに対する政策、あるいはしっかりと障がいを理

解してもらいたい、そのように思うんですけれども、部長と市長に回答願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） いや、そのとおりだと思います。私も福祉施設の立ち上げ等にも間接的にも、あるいは直接的にもかかわった経緯がございます。そういうことで、今おっしゃることは十分承知もいたしているところであります。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、杉尾 克君。

○健康福祉部長（杉尾 克君） 私も同様に考えます。障がいに対する理解を市民の方に深めていただくこと、また政策につきましてもいろいろ検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 以上で、13番、山下由美議員の一般質問を終わります。

続いて、9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告しております大きく2点について質問をいたします。お疲れのことと思いますけれども、よろしくお願いをいたします。

本市の財政が非常に厳しい中ですが、それに逆行するような質問ですが、せっかくのいい施策が十分市民に理解されない、あるいは理解されていないのではないかと、そういう思いも含め、質問をいたします。

まず1点目の、上下水道料金の助成制度の周知徹底と条件の緩和についてでございます。

平成22年9月議会に料金改正が提案になりました。その後、継続審議を経て、そして平成23年6月議会で賛成多数ということで可決になっております。上下水道の使用料が大幅に改定をされました。この1月利用分から適用になり、非常に高くなる部分が出てくるわけでございます。

毎月の水道使用料が10立方メートル以下の世帯では料金が約2倍になるような世帯もあります。このため、先ほど言いました高齢者世帯等の住民税非課税世帯に対し、福祉施策としての助成措置が講じられております。これは大いに評価ができるのですが、余り十分といたしますか、機能していないのではないかなど、このように私は思います。

2月8日現在の協議会の資料ですけれども、現在の助成の受付状況が行っていました。高齢者世帯、65歳以上のひとり暮らし世帯と75歳以上のいわゆる高齢者世帯

で797世帯、障がいのある人がいる世帯で159、1人世帯で89、水道使用料の少ない世帯で18世帯ということで、合計1,063世帯であるとのことでした。

当局が当初把握されている助成対象世帯数というのが約1,800件と聞いております。実際の助成申請が当初見込み予定より非常に少ないなど、私はこのように思うんですけれども、どのように当局は認識されているのか、お伺いをいたします。

また、この助成対象となる条件ですけれども、いろいろ四つほどの段階があるんですけれども、もう少し、どこかでは線を引かなければいけないと思うんですけれども、もう少し条件的なものを緩和できないかなと思います。

以上、答弁を求めます。

2点目ですけれども、保育料の天引き、いわゆる特別徴収について質問いたします。

当市も保育料の未収が900万円、給食費が340万円と、税金も含めると、本当に多額の未収、滞納があります。鋭意徴収に取り組んでおられますが、なかなか成果が出ていないのではないかな、このような状況を踏まえまして、滞納に悩む自治体の要望にこたえるため、子ども手当から保護者の同意を得ずに保育料の徴収ができるようになったが、なぜ本市は特別徴収を導入されなかったのか。今後の対応も含め答弁を求めたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 藤原正憲議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 滞納問題の検討委員会を担当いたしておりますので、私のほうからお答えを申し上げます。

御案内のことと思いますけれども、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が成立しました。それによりまして、内容を少し確認の上で申し上げますと、保護者の申し出があれば学校給食費や保育料など、子ども手当からの天引きにより徴収することが可能となりました。さらに保育所保育料に限っては、滞納分を除き保護者の申し出がなくとも子ども手当からの天引きにより徴収することができますということでございます。

こういうことの制度を受けまして、その影響なり効果を検討いたしました。結果、滞納分については保護者の同意によることが必要でございますのでその仕組みを導入いたしまして、保育料と給食費など滞納の徴収に活用いたしておるところでございます。

御質問の現年の保育所保育料については強制的な特別導入をしていないのはなぜ

かということの御質問だろうと思います。これにつきましては、強制的な特別徴収については納期限が到来していないものが対象であります。と言いますことは、支給日時点で納期限が経過していないものに限られておるわけでございます。ほとんどの場合、子ども手当の支給額の範囲内で全額徴収することができないという状況もあります。ということで、子ども手当に対しては、結果、二通りの徴収方法になると思います。一つは子ども手当の特別徴収、あるいは不足分については直接納付になりますので、非常に手続が重複になりますし、納付者の意向が、それで利便を図れるのかということもあります。もう一つには、今回の見直しによります制度は、法の頭にも書いてありますように、平成23年度におけるという時限立法でございますので、現在の民主党政権のいろいろな施策の中で、4月以降もこの徴収方法については続くと思いますけれども、子ども手当、あるいは児童手当そのものの変更もございますので、そういったところ、不透明な状況もございますので、当面については強制的な特別徴収はしないということにさせていただいております。

なお、滞納額につきましては、御指摘のように900万円程度でございますので、それに向けては、やはり納付相談によります納得いただいた上での児童手当の引き去りという手だてをふやしていきたいという状況でございます。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 上下水道料金の助成制度の関係であります、私のほうからお答えさせていただきます。

水道料金等の助成制度の申請状況といたしまして、先ほど言われましたのは2月8日現在でありますので、それから少し日がたっております。2月24日現在であります、少し数字が伸びまして、今、1,116世帯の申請の受付が完了しております。

それで、区分別では高齢者世帯847世帯、障がいのある人がおられる世帯では161世帯、ひとり親世帯では90世帯、水道使用料が少ない世帯では18世帯の申請受付と、こうなっております。この数値は、当初の全体的な見込み数、藤原議員もおっしゃいましたように、約1,800世帯の数字から比較しますと申請済みが約62%と、少し私も低いと考えておりますが、目標を立てております。平成23年度の見込みといたしまして、約1,348世帯の目標数字からいたしますと、申請済みが83%となりまして、これは順調に申請されていると推測しております。また、該当する世帯の申請は、これからも随時受付をしております。

次に、周知徹底につきましては、昨年10月以降、市といたしましては全体的な周知を市ホームページ、しーたん通信、並びに広報等でお知らせし、また福祉施策

の担当部署からも御案内しているところであります。

また、個別の周知はしておりませんが、全体的な周知も含めまして、各自治会長さんや各民生委員児童委員さんを通じまして、負担が困難な世帯に対して申請していただくよう、お知らせもしているところであります。

次に、助成対象となる条件緩和であります。低所得者の定義をできるだけ広いところから検証し、徐々に絞り込み、料金が高くなったから助成するのではなく、適切な料金を負担してもらう中で、経済的な観点から負担が困難な世帯に対して支援することにしております。

今回の助成は平成25年度までの助成制度としておりますので、条件のことや、それから継続のことも含めまして、平成25年度中に見直すこととしておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

通告順にさせていただきたいと思うんですけれども、先ほども十分なPRと言いますか、それぞれ自治会、あるいは老人会、民生児童委員さん等々を通じまして、周知徹底を図られておるわけなんですけれども、ただこの申請状況を見ますと、まだ1月分利用分から上がるということで、下水は別にして、水道料金についてはまだ上がった値で請求が行ってないということもあるんかもしれませんが、やはり高齢者であるということ、なかなか広報に出とってちょっと読んでなかったりとか、そういう理解がなかなかされていないんじゃないかな、私はこういうふうに思うんです。

そこで、これは通告してませんけれども、この市の組織条例、去年、そしてまたことし、この4月から予定されているようございましてけれども、私、このいわゆる福祉関係としての上下水道料金の助成制度というのは、やはり情報をお持ちである、また、先ほど言いました民生児童委員さん、あるいは老人会等々の関係が密接にある、いわゆる健康福祉部のほうで、いわゆる福祉とするんですから、そちらのほうで対応していただいたほうがきめ細かい対応ができるんじゃないかな、このように思うんですけれども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 暫時休憩いたします。

午後 2時 1分休憩

午後 2時 1分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。答弁を求めます。

総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 水道部長が御説明申し上げましたように、今回の分につきましては、投資額に対しまして、何とか料金が高くなると思いますか、現行よりも負担がふえますが、理解をお願いしたいということで条例改正を願ったわけでございます。ただその中で、払おうとしても支払い能力に大変困ってる方、この方たちを何とか支援をしようということで制度をつくったものでございます。項目もさっきありましたように4項目をしておりますが、もしもこれ以外にも支払いができないという方がございましたら、市長のほうに申請をいただきまして、特に認めるということは当然ございますので、対応はまた平成25年中に改正されるということでございます。

また、周知徹底の組織条例のこと、これも事務分掌でどこが持つのが適当であるかということも検討いたしました。ただ、料金の積算でございますとか、それから周知徹底の把握でございますとか、やはり水道部が福祉部と連携しながら、当然民生委員さんとか自治会長等も連携しながらやっていくことは望ましいことで、健康福祉部が関係ないことではございません。連携してやっていくということで、まさしく横のつながりを持って対応するというようにしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） 具体的な事例ちょっと、いわゆる条件緩和という面からですけども、質問させていただきたいと思います。

これは75歳以上の世帯主、そして精神障害保健福祉手帳の2級をお持ちの方、これは50代の方なんですけども、この2人世帯というのは当然住民税は非課税になってます。しかし、上下水道の減免というんですか、助成申請は却下されておるといようなことなんです。ですから、要するに障害者手帳が2級、1級であれば該当になるんですけども、2級であるためにその該当になってないというような事例があるわけなんです。その辺がどっかでは境目といいますか、線を引かなければなりませんので、それは当然だと思えるんですけども、これ見ておきますと、たしかに高齢者世帯の人も大変であろう、非課税世帯で。そやけども、若い人でも非課税世帯、この人も子どもがあつたりしたらもっと大変かなと思ったりもするわけなんです。ですから、規制といいますか、条件緩和をもうちょっとしていただいたらな

と思うんです。というんが、非課税世帯というのは住民税の関係になろうかと思うんですけれども、2人世帯の場合28万円に2人分掛けて、それにプラス16万8,000円というのが、いわゆるそれ以下の金額であれば、2人世帯の場合、住民税、市県民税が非課税になるということなんですけれども、これ、金額的には今計算しましたら72万8,000円になるわけです。また身体障害者等々の関係の方については125万円以下が非課税になっておるわけです。これはやっぱり高齢者世帯、あるいは1人世帯、あるいは若い世帯、その辺がちょっと私は、なぜそこで分けるのかなという、どっかで線を引かないかんですけれども、その辺がちょっと疑問に思うわけなんです。ですから、私はこの際、住民税の非課税世帯、財政が確かに厳しい状況ではありませんけれども、そこまで緩和したほうが公平性が高くなるんじゃないかなと、このように思うわけなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 御指摘の点も理解をします。ただ、減免というのは全部払っていただく中で特別な世帯、特別な生活体系の方については減免しましょうという制度でございますので、やはりその辺の原点もしっかり我々も見詰め直すべきかなというふうに思います。ただ、いろいろ制度の中には、おっしゃるとおり線を引くところがございますし、線の上か下かわからないグレーなところもあると思います。そのところについては、今、総務部長が申し上げましたように、市長の判断という特別な事項もつけておりますのでその辺で判断をしたいと思います。

ただ、そのバーを下げるということについては、もう少し検討させていただいて、今、その制度の啓発を図って、今どれぐらいのところが出ているかという御指摘をいただいておりますので、そういうようなところをもう少し見きわめさせていただいて、また委員会等でも御指摘をいただいた中で、検討してまいったらなと思っております。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） 申請をした方のみ対象にするというようなことで、これは私、ある程度心がこもってないという感じが私はいたします。ですから、できるだけ公平にするために、先ほど何ぼか、八十何%ですか、これを最終的に目標というようなことを言われましたけれども、きっちりと個別にといいますか、個々に対応して公平を図っていただきたい、このように思います。

それから2点目ですけれども、その保育料の関係ですけれども、先ほどちょっと気になったんですけれども、これ確かに我々の市県民税ですか、特別徴収にいたし

まして、これは現年度分についてのみの状況であるんですけれども、その滞納繰越分については、そういう面接いうんですか、あなたは滞納がありますので、差し引きさせてもらいたいというようなことは従来からされていたようですね。その点、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） それは納付相談の中でもやってきました実績もございます。ただ、申し上げますように、制度が改正になりまして、現年度分については承諾なしでも引けますよ、過年度分なり納期が到来したものについては、やはり承諾の上で引きなさいという指示でございますので、その指示が効果があるかないかいうことを議論していただいたわけで。ただ、こうやってことしの2月14日の神戸新聞にもこういう記事が載ってんで。「小野市も実施に前向きだったが、対象期限が短く、徴収額もわずかなため」わずかなためというのは、平成23年度に限るというて8月に出しておりますので、期間が短いわけでございます。今のところ。「徴収量もわずかなため、実施を断念、ほかに政局が不安定で制度が定着するかどうかわからない。複雑で使いにくい制度で絵にかいたもちだ」というような記事も載ってる状況でございますので、県下でも実施してるところは今のところ少ない状況でございます。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） 最後になるんですけれども、いわゆるこの特別徴収というような制度を導入しようとするれば、システムの改良とかいろんな経費が出てくると思います。件数が少ない、あるいは金額が少ない、その費用対効果を考えますと、それは従来のやり方で面接しながら、滞納、未収のある方には面接して、そして差し引きといいますか、そういう承諾を従来からされているというように認識はしておるわけなんです。

最後になるんですけれども、要するに、本当に、前も未収、滞納繰越が9億円ぐらいあって、毎年8,000万円、9,000万円ふえていくというような状況を見たときに、本当にこれ、そういう徴収に対して、例えば個人あるいは会社等であれば、もらえるものをもらわんと支払だけするというんだったら当然考えられない、私はこのように思うわけなんです。ですから、当局、行政もその辺をきっちり押さえていただきまして、未収を減らす努力というのをある程度期間を持ってやっていただきたい、このように思うわけでございます。正直な市民がばかを見るようなことのないように、きっちり徴収に努めていただきたい。申し上げます、私の質問は終わり

ます。

○議長（岡田初雄君） 以上で、9番、藤原正憲議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。午後2時20分まで休憩いたします。

午後 2時10分休憩

午後 2時20分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

8番、岩路昭美議員。

○8番（岩路昭美君） 8番、岩路であります。

昨日来、同僚議員10人の質問、市長初め幹部の方々、大変御苦労さまでした。大変お疲れと思いますけど、いましばらく御辛抱をお願いしたいと思います。

さて、一向に姿が見えないといった辛口も耳にすることもありますが、田路市長の施行されました自治基本条例を根幹とする市政が始動を始めたということは、率直に評価するものでございます。

一方で条例制定や条文の策定自体がまちづくりのもろもろの課題解決や施策成果を実行たらしめるものではございません。あくまで地域活力を生み出すための基本となる理念であり、行動を進めるに当たり、一つのツールに過ぎないものでございます。

そこで、今回は基本条例施行に伴う行政当局の方々の対応に絞ってお尋ねをしてみたいと思います。

従来の意識、行政を進めていく上での意識、行動様式はどのように変化させられるのでありましょうか。住民を主人公とし、主体にまちづくりに参画を促していくため、行政の関与のあり方は、今までとどう変わっていくのか。基本条例の数々の制度や仕組みを単なる条文にとどめることなく、生きた手法として肉づけ、進化させていく具体の取り組みにつきまして、行政ではだれがいつどのように責任を持って進めておられるのか。行動計画と推進のあり方について、まず、市長のお考えを受け賜ります。

次に、教育委員長に対して質問通告をいたしておったんでございますけれども、幼保一元、あるいは給食センターの集積問題につきましては、昨日来、多くの同僚の議員等の間で答弁がされてきましたので、改めて通告しておりました「市長の想い」という件につきましての質問は省略をさせていただきたいと思います。

しかしながら、異例の「市長の思い」が出され、混迷した事態の收拾が図られつつあるのも事実でございます。行政委員会として市長部局との調整、協議のあり方に不十分な点や、委員会自体の法政上の責任として教育長以下の事務局への指揮監督上の反省点、こうしたことに対して教育委員会としての見解はお話がなかったようでございますので、この点に限っては、ひとつ委員会の統一した見解を承りたい、このように思います。

それから、市教委につきましての二つ目の質問なんですけれども、本市にも義務教育の目標等について、数々の着目すべき目標、スローガン、こういったものがございます。しかし、自治体経営は既に子育て世代の競争的实践と、自治体経営がこういった競争的实践の時代に入っているのは御存じのとおりでございます。そこで、一例を挙げますと、本市と規模、あるいは環境等が似通っているんじゃないかというように思いまして、福島県の喜多方市の一例を挙げまして、所見を承りたいと、このように思います。

喜多方市では、地域の資源と人を一体的に活用し、地域の人づくりと農業後継者づくりを体系的に学ぶ実践として、全市的に小学校に農業科を設置してるという事例がございます。全国的に注目された取り組みでありますので御存じであろうと思いますが、一つの先進事例として、具体的な調査研究をなされてはいかがかなというように思いますので、どのような御認識、あるいは評価をなされているか、お伺いをしたいと思います。

最後に、副市長にお尋ねをいたします。

なぜ副市長かと申しますと、行政事務のトップにおられますので、所見を承りたいと、このように思うんです。

これは私の私見ですけれども、通告のとおり、ごく一般的な組織論の見地から、今回の市役所の組織変革は、時代錯誤の甚だしい組織劣化を招く愚策であると、私は怒っております。むろん、行政機構に関する一切の権限は市長専属のものでありまして、議員の立場からとかくくちばしを入れるものではございません。しかしながら、行政の組織、姿のありようは、究極的には住民福祉全般にかかわるものであり、行政内部の仕組みについては内部の問題が最優先であると。こうした批判は対象外であるとするのは当たらないと、このように思います。本市の自治基本条例の制定背景を含め、社会や政治行政のあるべき形は、まさに分散、自立、主権であり、そしてその上に統制、調整の手法を基本とするものと承知をいたしております。そういう意味から、今回の組織改革の具体の部課名は触れませんが、特定部局

に人、金、統制、管理を一元的に集権した組織は上意下達による一見効率的な組織に見受けられますけれども、結果として上位者の顔ばかりをうかがうとか、あるいは内向きに指示待ち人間を再生産すると。結果、モラル、モチベーション低下という職場風土となることを深く憂慮をいたします。今日的組織論に反する愚挙であると考えます。

係る予言が本市の将来にとって当たらずに超したことはございません。しかしながら、残念ながら、行政サービスとして直に住民に、直に直接接する部門に配慮せず、そうした部門を軽視するがごとき組織変更がやすやすとなされた体質には、将来の本市行政の行く末、住民との信頼関係劣化の第一歩になるんじゃないかと、こういう懸念をいたしております。

かかる思いについて、副市長の所見を承り、1回目の質問といたします。

○議長（岡田初雄君） 岩路昭美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、岩路議員の質問にお答えをいたします。

私のほうから自治基本条例の関係についてお答えをいたしたいと思っております。

それから、喜多方市の関係、教育の関係については教育長から、それから組織について、あえて私でなしに副市長ということでもありますので、私からお答えいたしません。愚挙であると言われた根拠がどこにあるのか、そういったこともお示しをいただきながら、議論をお願いをいたしたいと。たとえ私見と言えども、「愚挙である」というような言葉が出た以上は、そのことも申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、初めの自治基本条例の関係であります。自治基本条例が施行されて1年が経過しようとしています。この間、条例の基本理念の定着に向けて行政としての取り組みは、第5条の基本原則の中で規定する情報共有として市民が主体となってまちづくりを進めるためには積極的かつわかりやすく情報を提供していくことが必要と考え、情報の提供に努めてきたところであります。

具体的には、各種計画策定時におけるパブリックコメント制度の積極的な活用にあわせて、中学校区での行政懇談会、あるいは出前講座に加えまして、新たに地区自治会と市長との懇話会、あるいはまちづくりに取り組む団体と私が意見を交換させていただくふれあいトークの実施など、そういった広聴の機会の充実に努めているところであります。

また、広報紙、ホームページはもとより、しーたん通信及びしそチャンネルに

よる情報の提供にも努めているところであります。

一方、住民参画の原則に基づきましては、本年度制定を目指す観光基本条例や、老人福祉計画、また県下でもまだまだ策定が少ない状況にありますDV対策基本計画の策定などに当たって、市政に広く市民の意見を反映していただくため、幅広い分野から多くの市民の皆さんに参画をしていただいているところであります。

そのために、市民参画の制度整備として各種審議会や協議会などの附属機関等の設置及び運営に関する要綱を設置し、女性委員の参加促進や委員の公募制度導入を規定いたしましたところであります。

また、この要綱の中では会議の公開と会議内容の公表についても規定をし、個人情報取り扱い等により公表しない場合はその理由を明らかにすることなどを義務づけるなど、情報の提供による一層開かれた市政運営を目指しているところであります。

さらに、まちづくり協議会と行政のかかわり方として、これまでの市政の提言及びまちづくりの実践に加え、本年度よりまちづくりを行政とともに協議する場を設置し、市民と行政がともに考える仕組みをつくってきたところであります。

今後におきましては、住民投票条例の制定に向けて、具体的な調査研究なども進める中で、より市民の主体的な参画を促進するための仕組みについて検討していくこととしておるところであります。

また、条例第36条では、条例の検証及び見直しを規定いたしております。この条例を育てる条例と位置づけ、常に条例の内容がその時代の社会情勢に適合しているか、宍粟市にふさわしいものであり続けていけるかを適宜、適切に市民参画のもと、検証及び見直しを行うことで条例の形骸化にならないようにしていきたいというふうに考えているところであります。

私のほうからは以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 事務方としての御答弁ということでございますので、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

御指摘いただいておりますように、やはり行政、特に内向き、内部組織としましては、組織がどうあるべきか、あるいは適材適所な人事をどう配するか、非常に大きなファクターだというふうに考えております。

そういう考えの中で、一つは市長が申し上げておりますように、固定化した組織ではなく、いろいろその時々、あるいは住民のニーズ等によって変えていくという

ことは御承知のとおりでございます。

今回の組織機構の改変につきましては、大きくはまちづくり推進部の中の企画部門と総務部門、これを企画総務部として再編して、管理部門の整理等を図るということでございます。このことによりまして管理部門が肥大化したのではないという感覚を持っておりまして、管理部門を一つにすることにより、かえって人員減にも対応し、スピード感を持った行政に資するということも考えておるわけでございます。

片や、まちづくり推進部につきましては、市民とともにまちづくりを進める実行部隊という位置づけを持ちまして、従来の企画・調整、あるいは秘書・広報、情報管理といった、いわゆる管理部門を、企画総務部へ整理統合をいたしております。

それから、観光部門を新年度の施政方針でも言うておりますように、観光、環境、地域力の再編をして、産業部から移管をしました。そして安全・安心のまちづくりを進めるための消防・防災部門を市民生活部から、それも移管をしたものでございます。これによりまして、より市民に密着した部門としてまちづくりを強力に推進していきたいという考え方でございます。

また、いろいろ御指摘をいただいておりますけれども、組織といたしまして、上意下達だけではなく、いわゆるボトムアップ、またそれぞれの企画部門に限らず、それぞれの職員から企画をいただく、市政に意見をいただくという意味も込めまして、若手の職員がそれぞれテーマを持ちまして、部会なり、プロジェクトチームをつくって、現にそういった考え方について平成24年度の予算に反映をいたしておるところでもあります。こういったことを取り入れまして、より組織の風通しのよい、あるいは活性化が図れる組織になるようにということで組織がえをしたものでございます。

いずれにしましても、分散、縦割り、フラット化、いろんな組織論がございます。メリット、デメリットもそれぞれの御意見もありましようけれども、市としては、申し上げましたように固定観念的な考えを持つものではありません。今の時期に応じたフレキシブルな組織をつくるということで、平成24年度体制を整えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、教育委員会と、それから市長部局との協議調整という部分でございますけれども、これまで幼保一元化、あるいは給食センターの機能集積についてはいろいろ御意見をいただいておりますという中で、再度整理しながら委

員会を立ち上げて、市民の皆さん方と一緒に考えていこうという、そういうところ
でございます。

そういう中で、御承知のとおり、教育委員会というのは地方教育行政の組織及び
運営に関する法律という中で独立した行政委員会でございますけれども、あわせて、
未来の宍粟の子どもたちへのよりよい教育・保育環境を提供するという部分につき
ましては、当然市全体の課題でもあるわけでございますので、これまでも連携を図
ってきたところでありますけれども、教育委員会といたしましても、地域づくり、
あるいはまちづくり等の関連もあるわけでございますので、今般、再度整理をしな
がら、市長部局と教育委員会が一体となってこの課題に取り組んでいきたいと考
えております。

具体的にはそれぞれの委員会、あるいは協議の場に教育委員会と市長部局のそれ
ぞれの担当が出まして、一緒に御意見をお聞かせいただいたり、協議をしていった
りという、そういう形で今後進めていきたいと考えております。

それから、事務局に対しての教育委員会としての改善、指導という部分でござい
ますけれども、この部分につきましては、これまで申し上げてきたところでござい
ますけれども、教育委員会として、事務局に対してはこれまでも市民の皆さん方の
意見や要望書等についてしっかり真摯に受けとめ、今後とも丁寧な説明をする中
で理解を得るようという、そういう御意見は教育委員会の中でもいただいております。
今後、そのことを十分踏まえながら、事務局としても取り組んでまいりたいと
考えております。

それから、3点目の、福島県の喜多方市の事例ということでございますけれども、
小学校教育に農業科を取り入れた取り組みというのは非常にユニークといたしますか、
非常に興味深い取り組みではないかと思っております。平成18年にいわゆる構造改
革特区という計画の中で認定を受けてスタートしているというふうに理解をしてお
ります。農業振興施策と主幹産業等の状況の中で、人づくりの観点から豊かな心の
育成だとか、あるいは社会性の育成、主体性といたしますか、いわゆるキャリア教
育の中で子どもたちを実体験の中で育てていこうというような、そういうような、非
常に興味深い取り組みではないかと思っております。宍粟市においても、宍粟を担
う人材の育成ということについては非常に大きな課題であると考えています。

宍粟に生き、宍粟を活かす人づくりという、そういうキーワードで生き生きプラ
ンの中でお示しをしておるわけですがけれども、具体的には宍粟の次の時代を担う担
い手を、義務教育の一つの目的として位置づけておるということでございます。宍

粟のよさを知り、宍粟を愛する子どもを育てようという、あるいは宍粟でいろいろな体験、キャリア教育ができるというような、そういうような施策を両輪として取り組んでおります。具体的には、環境体験活動だとか、ふるさと宍粟探検隊だとか、あるいは中学校ではトライやる・ウィーク、小学校では自然学校を市内の施設を利用して具体的に取り組んでおるわけでございます。

基本的な理念の部分については、喜多方市の場合には農業ということの一つの柱にしてこの教育活動に取り組んでいただいておりますけれども、宍粟市においてはいろいろな形で総合的な学習の時間、あるいは特別活動の時間の中で取り組んでおるところでございます。この喜多方市の事例も学びながら、さらに宍粟の教育を深めたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩薨昭美議員。

○8番（岩薨昭美君） 今、市長のほうから基本条例の考え方、あるいは取り組みについてお話を伺いました。熱心にその考え方を具体化していこうということで、おやりになってるいろいろな取り組み、なかんずく住民と共通した情報をまず提供していく、そこが第一歩だと。条例そのものを育てる条例と位置づけてるということもおっしゃいました。大変よくわかる話なんです、どうも僕が申し上げてるのは、そういう抽象的なお話というよりも、具体事例としてもうちょっと深める必要があるんじゃないかという視点から、もう一度質問をさせていただきたいと思います。

よく似た規模の市というようなこと、若干相手方、大きいですけども、三重県松阪市とか、青森県弘前市というのが宍粟と大変よく似た取り組みをされています。

具体的に申しますと、この松阪市の場合、本市にはまちづくり協議会というのを置いてますけども、同じように、ここは小学校区ごとに住民協議会というのを置いてるわけです。もちろん、ここではそこで住民の、いわゆる自発的な、自主的な、主体的な参画というものを踏まえた行政との、いわゆる理解の深まりということを重視してるんでございますが、一つ変わってるのは、ここを、市長も言われてる、このまちづくり協議会というものをしっかり位置づけて活動してもら、元気大作戦を含めた地域の活性化の核にしたいという願いを持っておられるんですが、ここは同じような組織持っとなんですが、一風変わってるのは、より一步踏み込んで、各種団体に、本市の場合でも、自治会、老人会、その他の団体に補助金、助成金というのを出してございますが、この場合はそのまちづくり協議会にそういったものを取りまとめて補助金を交付金化したという、一步踏み込んだ形で、よりその責任を持ってもらった、そして自立した考え方をやっていこうということを考えておら

れるわけですね。それから弘前市の場合は、これは行政そのもののトップ、市長がいろいろなマニフェストとか、あるいは総合計画も含めて、いろいろな問題をやったときに、担当部局の部局長が、いわゆる部長宣言という形で責任、各セクションごと、部門ごとのその役割を、ここの部分を何年までに、あるいは本年度はということ、要するに具体的に責任を住民に直に、計画をなり、自分の決意なりやる方法なり、そういった数値目標も含めて、部局の、いわゆる部長さんが、住民に直に公表してる。それを広報とかいろんな、ここもいろいろなしーたん放送のようなものがあるようですが、そういったものを通じて直に住民に、要するに施策のポイントだとか、あるいはここに力を入れるんだということを、みずから宣言して、率先して取り組むと。そしてそれを結局チェック、管理するのに、おもしろいのは、政策推進監という新たなポストを設けて、具体的なまちづくり施策の推進を、内部の機構としてもっぱらチェックする仕組みをつくっておられると、こういうような事例がございます。

今申し上げましたのは、一つは住民まちづくり協議会への補助金の交付金化、あるいは具体的な行政の、いわゆる施策推進に対するセクションのヘッダの責任の明確化というのか、前に出て進めて、そして、いわゆる組織の中でその推進状況を推進したりチェックしたりする新たなポストを設けてるとというのが目新しい進め方だなというのか、非常に行政として一歩前に踏み出したやり方だなというように私は感じてるんですが、この点についての御所見はいかがなものでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、二つの市の例を挙げておっしゃったわけですが、そのことについては私も反対でもありませんし、むしろ地域内分権という形からいえば、そういうことは大切なことなのかなというふうに思います。

しかしながら、自治基本条例に言います、それぞれの役割、行政の役割、あるいは市民の役割、議会の役割、こういったことがまだまだちょっと始まったところですから、それぞれにまだ十分に理解がされておらないところもあります。したがって、こうしたことが十分理解をされることが私は前提ではないかなというふうに思います。

どちらかという、勝手な解釈の中で、何でも言うたほうが勝ちみたいな、あるいは言うたら聞いてもらえると。あるいは数さえ集めたら聞いてもらえるんだとか、そういうことではないわけでありますので、そのことも踏まえてきちっとやっていかなきゃいけませんし、また議会もそういったことを十分議会基本条例とあわせな

がら理解をしていただきたいと思います。そしてまた、行政もできるだけ情報というものをわかりやすく出していく。そういうことが、ある一定の情勢ができた段階で、そうした交付金等を出しても十分活用がされるのかなど。まだ今、宍粟の場合はまだまだちょっとその辺が十分な理解度が高まっていないのかな、そんな気持ちもしておりますが、将来的にはそういった形にしていけばというふうに思っています。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩薮昭美議員。

○8番（岩薮昭美君） 議会とか、あるいは住民の理解度の問題、市長、触れられましたが、私、今回は行政の中の考え方、組織、あるいは責任のかかわり方、行政のことに絞り込んで議論をしてるんで具体的に入りたいと思うんですが、おっしゃるとおり、言いつ放しというようなことでは、これはもう行政なんてやっていけない。自治体として機能しないということはわかってるんです。

おもしろいこと言われるのは、この松阪の市長さんは、まず出前講座だとか、あるいは市民対話だとか、市長が本市でもやってることは当然やっておられるんです、当然ながら。はっきり言われてるのは、今までそういうような意見を聞きながら、行政が企画して政策立案をして、議会とも話をしたりして、固めて市民に説明をしていったと。これ、従来のパターンだったと。ところが、地域分権というのか、市民分権を本当に確立してしまおうと思うと、それが逆転するんだと。言い方としては、意見聴取会とか、シンポジウムというのはもうどんどんやっとなんですが、市長がそのときにはっきり言っておられるのは、今、市長が懸念されたことと同じことなんです。言いつ放しだとか、声の大きいところに流されちゃ困るんだということで、市長が実感を込めて言っておられる哲学というんですか、言い方としたら、行政はそういった逆転して、そういう意見とか、シンポジウムとか、意見交換会とか、出前講座とか、いろいろまちづくり協議会も含めて、いろんなことをしたものに対して、それを第1フィルターとして、行政がいわゆる覚悟ある決断するんだと。その中から何を拾い上げて、何を優先するんだというのは、まさしくみずからの覚悟の問題だと。決断をするんだということなんですね。だから、言いつ放しとか、声の大きいとかという一般的なやり方ではやっぱりないようでございます。

それから、弘前の例で言いますと、いわゆる優先する本年、あるいは本市の中長期の目標というのは当然あるんですが、それに対して、それぞれ責任のある部署に分かれて、それが総合化されたものが市政として生活しているわけですが、個々の分野、個々の問題については個々の部長が責任を持つんだという、いわゆる庁内分権と同時に、責任の明確化というものを、内部の評価にとどめない。それを、例え

ばまちづくり推進部なら推進部、教育委員会なら教育委員会、総務なら総務、産業なら産業で上がったものに対して責任を持つのはそこの部局長なんだと。それを我が部では今年度これについてこういうことをここまでやりますということ、みずから住民に直に、庁内に対してじゃなくて、アピールするんじゃないで、住民に対してそういうことも公に、言って行動させていくという仕組みづくりですね。それを第三者検証の委員会みたいなのを持ってるようですけども、それを行政の中でそのことを専ら市長の片腕となって総合的に一つの分野のそれぞれの施策計画がどのように推進されているか、進捗してるかというようなことを、専ら行政内部の、いわゆる機構としてそれをコントロールしていくという仕組みを持ってるわけでございます。

それから、補助金の交付金化というのも、決して何にもどんと当て投げたということじゃないみたいです。段階追ってやっぱり行ってる。しかし、まちづくりというのは、老人会も、自治会も、婦人会も、子ども会も、もろもろの各種団体をまとめたというのか、それを相違をまとめるものであるんだからというんで、第1段階、第2段階のように交付金化をして、いわゆる責任を持たすという形をやってると。これは僕は行政が基本条例を背景にして、住民の参画を求めていく上においてみずからの責任の姿の見せ方じゃないかなと、こういうように思うんで、あえて市長の所見を伺ったわけでございます。

今、市長のほうにおかれましては、段階的にそういう方向に向けているということ、いわゆる育てる基本条例という形の中で進んでいかれようという部分、お考えを承ったようでございますから、私もこれ、自分の仲間というんですか、勉強仲間を通じての情報でございますので、松阪にも弘前にも現場に行ってもおりません。しかし皆さん方は、そういうルートは、我々よりも何百倍も多いんですから、ぜひひとつこれをきっかけにして本当の実態はどうなのか。宍粟市の側から検証して、いいものであるならば、育てる自治基本条例、住民参画をしっかりと進めていく一つの行政側の考え方として、ぜひとも調査、研究をしていただきたいと、このように思います。

これ、時間がないんでもうあれなんですけど、教育長、私がお聞きしたのは、市長が、この「市長の想い」ということを出されまして、昨日来は決断が遅かったんじゃないかとか、あるいはもうちょっと早くやるべきではなかったかとか、今さら独立行政委員会に対してちょっかい入れ過ぎたんじゃないかというようなことも含めて、いろいろな意見が交わされたんですね、交わされた。結果として、僕たちは

非常に住民、議会、我々議会も含めて今回の問題について、非常に多くのものを学んだ。学んだなど、学ばされたなどというように思ってます。

市長もこういうこと言いたくなかったでしょうけども、ひょっと出たんかどうかわかりませんが、あえて泥を、この場に及んで泥をかぶる、そういう決断をしたんだということをおっしゃいました。これは僕は非常に重いものがあるだろうというように思います。議会にいる我々としても、住民のサイドと行政が進めようとする施策に対して、いわゆる関係が大変まずい方向で、にっちもさっちも行きそうにないなという状態をつくった。そういったときに、議会として、もっとやるべきことがあったんじゃないかという反省も含めまして、住民もこれから学ぶでしょうし、今までも学んだでしょうし、議員の我々もそれを学んだ。あえて市長は泥をかぶるということをおっしゃいましたが、教育委員会に対しても、議会に対しても、あるいは自分の部下の者に対しても、愚痴も言われませんでしたね、言われなかった。しかし、やっぱりじくじたるものがあったんだというように、僕は拝察するんですよ。であるならば、教育長が今までも局員をよく指導もしてたし、今後とやると。市長部局とも調整をやってきたと。今後とも一体となってやるというきれいな言葉で言われましたからね。やっぱりここに至ってこういう苦渋の思いを出されて、あえて、これは当然といえば当然ですよ。市政のトップなんです。でも自分の責任においてこの問題をいい方向に收拾しなきゃならんという決断というのは非常に重いと思うんですね。私どもも議会は議会の言い分もありますし、委員としての立場もいろいろあるんですけども、やっぱり共通して、やはり反省すべきものがあつたことは、我々もよく認識をさせられましたわ。ですから、ひとつ教育長ね、ここ、やはり同じ、今後こうするんだということも結構ですけども、やはりこのところはもうちょっとこうじゃなけりゃだめだったと、至らなかつたなどということ、こういう場でございますから、この際、新たな展開を今後進めていく上においても、一つの新たな足場をつくるためにも、率直な思いを述べていただくのがいいんじゃないかと思えます。この点については、教育長のお考えを承っておきたいと、このように思います。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） これまでの経過の中で、いろんな課題があつたということにつきましては、教育委員会としても十分認識をしておるところでございます。その中で、私は具体的に三つかなという思いをしております。一つは、やはりこれまでいろんな形で御説明をしてきたわけですけども、その具体的な形と申しますか、

姿といたしますか、そういう部分について、十分情報を説明し切れなかったといたしますか、御理解をいただけるような形での提示ができなかったという、そういう、一つは手法の問題があるかと思えます。

もう1点は、やはり、最初に自治会長さんとか地域の方にどういう形で説明させていただきますましょうという、そういう御相談をする中で、まず保護者、あるいはその関係者にと、そういう話もある中で、それぞれの団体等に説明をしてきたわけですけれども、やはり今回、地域づくりとかまちづくりとかそういう、地域が寂れるとか、そういうような大きな課題等も御説明させていただく中で出てきたと思っております。そういう意味では、もう少し広く、市民の皆さん方に意見を聞くという、そういう部分も必要であったのではないかなというふうに思っております。

それから、3点目につきましては、そういう部分をしっかり踏まえながら、今度の委員会等につきましても、地域の皆さん方と十分協議しながら、委員会の構成メンバーにつきましても決めてきたわけでございます。中学校区の委員会につきましても、そういう方向で委員を選定していただいとるわけでございます。そういう意味では、市長部局と一体となって、当然教育・保育の課題でありますけれども、あわせて地域づくり、まちづくり、あるいは財政、行革、いろんな角度の中で、この課題をどういう形で解決していったらいいかという、そういう部分につきましては、地域の皆さん方と一緒に考えていくという、そういうスタンスで今後進めていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩露昭美議員。

○8番（岩露昭美君） 時間がないので、これ、教育長はとどめますけどね。やっぱりこういう、我々、はっきり言って、反省含めて痛い目に遭ったわけですから、みんなね。だからこれを、やっぱりいいきっかけにするためには、改めるべきは率直に改めて、そういう姿勢で踏み出してもらいたいということをお願いしておきます。

それから、喜多方の例によりまして、市長いろいろ、るる言われましたけど、まさにそこなんです。宍粟市、本市にもいろいろなスローガンもいいものもいっぱいある。で、やっとなされることもある。しかし、僕はここの取り組みは非常に一体的だし、視野も広いし、同じ宍粟を思い宍粟に役立つ人間をつくるんだというところは喜多方も一緒だと思うんです。思うんだけど、そこの取り組みがね。やっぱり性根入っとんなというように思います。これも僕もあくまで資料を見ている程度のことなので、皆さん方のほうがそういったものを得られる機会はもうたくさんあるんですから、しかしこれをしっかり、この中からいいものを学んでもらいたい。

単に子どもを体験させるための学園農場のようなものでないものを、やっぱりしっかり目指して、ここ8年も10年もやっておられるんですから、ぜひ見習ってほしい、注文しておきます。

それから、市長にも注文がつかしましたんで、余り述べないけないんですけども、僕は今度の組織の中で、1番、僕が愚作だと言ってるのはね。要するに考え方が行政の内向き過ぎるんですよ。だから何でも、これは一般論で、もう時間もないから仕方ないですけど、やっぱり管理部門の肥大化というのは、これは民間と言わず、どんな組織と言わず、管理部門が肥大化するということは、直接顧客たる住民に密着していく営業だとか、それを支える研究だとか企画だとか、開発だとか、こういったところの部門をスポイル化しかねないということに対する、やっぱり懸念が1番強いわけでございます。この組織論につきましては、また機会を改めて、時間がないんで、やめますけどね、また改めてやります。これまた副市長、やりましょう。そういうことで。質問を終わらざるを得ませんので、終わらせていただきます。

○議長（岡田初雄君） 以上で、8番、岩路昭美議員の一般質問を終わります。

続いて、岸本義明議員であります。岸本議員より申し出がありまして、水の持ち込みと、自席で着席のまま質問をということで、特別に許可いたしたいと思しますので、御了承を願います。

それでは、一般質問をお願いいたします。

1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） 1番、岸本です。

許可を得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

私のテーマは地方の首長と教育委員会との関係についてでございます。

今、大阪の橋下市長が首長と教育委員会との関係について、いろんな問題を提起して、今、全国的に話題となっておりますが、宍粟市の現状、特に幼保一元化問題や、学校給食センター機能集積問題にかかわる両者の関係についてお尋ねしたいと思います。

一つ目が、法律上、そして規則上、両者の関係についてどのように理解されますか。

二つ目は、両者はおのおのの権限と責任範囲について、どのように理解していますか。

三つ目は、上記、先ほど言いました幼保一元化問題や、学校給食センター機能集積問題、この二つの問題について、これまで両者でどのように意思疎通を図ってき

ましたか。両者が接触し、意見を交わした内容について、お尋ねしたいと思います。

四つ目が、このたび委員会や検討会を立ち上げ、問題解決に当たることを提言したのはだれで、決定したのはどのような会合で決定しましたか。

五つ目が、二つの問題について、最終的な決断、決定は、だれがどの時点でくださいますか。決定前に、両者は接触し、意見交換をしますか。

以上が質問でございます。

○議長（岡田初雄君） 岸本義明議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 岸本議員の質問にお答えをいたします。

冒頭に、大阪市の関係、述べられたわけですが、教育委員会の関係につきましては、大分以前からいろんな問題が出ておるところであります。教育委員さんの準公選制というようなことが、たしかあれ、東京の中野区だったと思うんですが、そういったことも行って、今は違った形になっておりますが、そういった問題なり、教育委員会、独立した行政機関というふうに法律上になっておるわけであります。

しかしながら、予算はない、しかしながら、権限はなかなか侵すことができないというようなことから、教育委員会不要論なんていうのが全国的にもあちこちで出たことがございますし、また今、そういったことも踏まえた中での橋下市長の議論かなというふうに思っておりますが。

それはそれとして、今の質問の中で、法律上の市長と教育委員会の関係でございますが、教育委員会は、地方自治法第180条の5に定める行政委員会でありまして、また、自治法第138条の2では、普通地方公共団体の執行機関は、地方公共団体の事務をみずからの判断と責任において管理し、執行する義務を負うというふうにされており、さらに地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会が行うべき事務を規定をいたしてあります。このことから、教育委員会は政治的な中立性が確保された行政委員会というふうに理解をしているところであります。

また、議案の提出権や予算調整及び執行権は長に与えられた権限であり、教育施設の設置、廃止に係る条例の提案は、長の権限で行うことは御案内のとおりであります。

なお、自治法では、教育財産は地方公共団体の長の総括のもとに教育委員会が管理をする。そしてまた、長には教育委員会の意見を聴取する義務が規定をされております。

こうしたことから、教育の方向性を決定する委員会と市政全般をつかさどる市長

とは、良好な連携のもと、よりよい教育環境をつくっていく責務を負っているというふうに思っております。

逐次教育長を通じて教育委員会との協議もしているところでもございます。

次に、市民の皆さんに参画をお願いする委員会の設置につきましては、去年の行政懇談会及びその後執行いたしました代表者等の懇談を踏まえて、私自身必要であると感じましたので、1月5日及び12日に、両課題における問題点の整理や今後の対応について副市長、教育長と協議をして「私の思い」として教育長のほうにお伝えをいたしましたところであります。

なお、この二つの課題に関するこれまでの議会及び関係団体との協議経過を少し御説明をいたしますと、先ほど申し上げました11月初旬の行政懇談会、そして11月28、29日の千種、波賀地区における関係団体等の代表者との懇談会を踏まえ、熟慮を重ね、1月13日に、まず議長、副議長、総務文教常任委員長にこのことをお伝えをし、また議会運営委員会への報告をさせていただいたところであります。

また、11月末の関係団体の代表者との懇談の場で、改めて幅広い市民との懇談を開催してほしいという要望が強くありましたので、平成24年2月3日に波賀町における市民懇談会、9日には千種での市民懇談会を開催して、お伝えをしたところあります。

この間、関係団体との市民懇談会に向けて調整を行う一方、教育委員会においては今後の対応について協議をいただき、検証委員会等の設立に向けた準備がされたところあります。

次に、最終的な決断、決定はだれがどの時点であるのかという質問でございますが、幼保一元化、学校給食センターの機能集積につきましては、今後、市全体の委員会及び中学校区ごとの委員会、また検証委員会の協議結果を踏まえ、教育委員会の判断を経た後、その報告を私が受けまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づいて、教育委員会の意見を聞く中で、最終的に判断し、施設の設置、管理もしくは廃止を条例として議案を議会へ提案すると、こういうことになるわけでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） じゃあ1番最近のことはまた後にしまして、ちょっと古い話をさせていただきます。

昨年6月、私の一般質問に対して市長は、給食センター統合計画は市長就任時に

庁内ではまとまっていたが、説明が不十分だとして、私のリーダーシップで一時停止させた。その後の説明等に時間をかけて理解を得たと思うので、平成24年4月実施に持っていきますと答弁されました。それなのに、なぜことしになって、給食センター機能集積問題検討委員会ですか、検証委員会ですか、を設置し、平成24年6月末を目途に結果を教育委員会で報告となるのでしょうか。

教育委員会のほうでほぼ、平成22年4月一宮へ機能集積と決まっていたものを、市長の一言で、リーダーシップで一時停止させたということですが、その折の市長と教育委員会、両者の話し合いはどのような形で行われたんですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） この問題につきましては、局長部長会でも私もそういう話をしたというふうに思っておりますし、教育長ともまだ十分な話が下までおりてないということで、きちっとした説明をしてもらうように、申し上げたということでありま。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） 今回のいろんなこともそうですが、教育委員会が最終的には決断をし、決定をしますということですが、大概は市長が市部局の意見として、市長がこう言えばもうそれに従うというふうな形が見えてしょうがないんですが。今回も1月13日になって「市長の想い」などというものが出されて、そしてそれを、1月13日に出たんですが、18日に教育委員会の席で、教育長が「市長の想い」を教育委員会で報告したと。その翌日に、19日には総務文教常任委員会で教育長が教育委員会の考え方を報告した。たった1日なんですね。教育委員会の受け取って、次、自分たちの考えはこうですよということを委員会に持ち出したのは。と言いますと、もう市長の言われたままついて行くというふうな形にみられるんですね。教育長、どうなんですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） この幼保一元化、あるいは学校規模適正化につきましては、いろんな形で御意見をいただいております。その中で、行政懇談会等でも市長も同席していただく中で、特にその問題についてはいろいろ、御意見をいただいたということでございます。そういう中で、先ほど市長が申されましたように、1月最初に、いよいよこの方向性についてということで、三役で協議をさせていただきました。「市長の想い」も聞かせていただきました。そういう中で、今後どういう形で進めていくのが市として、あるいは市民の皆さん方に御理解いただけ

るかというような議論も相当させていただいたつもりでございます。そういう中で、13日に市長は市長としての「想い」を伝えられたとっております。その「想い」の中で、教育長としては、18日に教育委員会にお示しをし、教育委員の皆さん方に御理解をいただき、19日の総務文教常任委員会の中でその教育委員会の意向といたしますか、決定を受けて、報告をさせていただいたところでございます。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） 実際、教育委員会事務局は平成21年12月19日に、波賀管内のPTA正副会長会に対して、こういう給食センターの統合問題について、検討委員会設置を申し入れております、教育委員会。さらに、平成22年3月17日には、改めて同じ会に対して検討委員会の設置と構成員について依頼し、理解を得ております。そして、その平成22年4月がおくれたんですが、6月にも委員会の目的を、実地検証の確認、意見その他機能集積に関する検討並びに検証事項等の協議として、自治会並びに協議会から各2名、PTA15名のメンバーでということも伝えて、波賀の連合PTA会長会に委員選出の依頼もしております。その検討会は一体どうなったんですか、今、市長に言われて初めて検討会を立ち上げるというのと、そのときの検討会は一体どうなったんですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） この給食センターにつきましては、いろいろ平成21年から御説明をさせていただく中で、まず出てきたのは、給食が冷めないかとか、あるいは実際、味はどうだとか、具体的に検証してもらわないとなかなか理解が得られないという、そういう状況の中で、じゃあ検証委員会というものをつくりましょうということで、教育委員会としては保護者の皆さん等に提案をさせていただいたわけでございますけれども、それにつきましては、保護者の皆さん方から検証・検討委員会については、そういう中身のことについては、教育委員会としてきちっと検証をして、その結果について提示をしてくださいということで、我々としては検証委員会をお願いしたいという状況の中でそういう、立ち上がらなかったという状況がございます。ただ、それぞれ各学校に一宮から給食を運んでいくというような形で、具体的に、今申し上げましたような部分につきましては実地検証をして、その結果につきましても、当時のそれぞれの関係の皆さん方にはお示しをしたところでございます。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） それで、今回、検討委員会がずっと立ち上がったと、その辺

はどうなんですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） この部分につきましては基本的に、先ほど岩薮議員さんのほうにも御説明申し上げましたけれども、一つは、やはり給食センターにつきましても幼保一元化につきましても、もちろんその給食センターの問題、あるいは幼保一元化の問題もありますけれども、あわせてさみしくなるやないかとか、地域が寂れていくという、いわゆる行政全般のような部分もございました。そういう意味では教育委員会の課題というよりも行政改革という非常に、あるいは財政の問題という非常に大きな部分がございます。そういう意味では今回、先ほど申し上げましたように、市長部局と一体となって説明をさせていただいたり、あるいは御理解いただくメンバーにつきましても公募をさせていただくとか、あるいはいろんな団体から参加していただいて、検証・議論をしていくという、そういう形で進めさせていただいたということでございます。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） 今、もう立ち上がってしまったものですので、何とも言いようがないんですけども、何か不思議な気がして、自分たちで立ち上げようと、市長に言われるまでもなく立ち上げようとしたものをつぶしておいて、今度言われたら立ち上げたというのは、どうも腑に落ちんわけですけども。

その検証委員会ですが、これはどなたが人選に当たったんでしょうか。その中で、どうして旧山崎町や旧千種の人が委員に入らなかったんでしょうか。この集積事業というのは、そもそも行政改革の一環として取り上げた事業で、年間経費を2,000万円削減できるという全市民にとっての利益に結びつく事業なんです。逆に言うと、事業がうまくいかない場合、全市民の損失になります。事は旧波賀町だけの問題ではないんです。旧波賀町の市民の税金だけで賄ってる事業ではありません。そういう地域エゴ的なものを排除して、山崎や千種の代表も委員会に加えるべきだったんではありませんか。そういう、もう済んでしまったことを今さらどうのこうの言ってもおかしいんですが、今回の人選方法、それでよかったと思われませんか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 御指摘いただいた部分につきましては、十分今後のいろんな検証等に生かしていきたいと思っておりますけれども、この検証委員会につきましては、波賀・一宮の学校給食センターの集積という、そういう当面の課題という、その一宮と波賀の給食センターの機能集積を検討するというところでございますので、

そういう意味で、波賀と一宮の皆さん方にお入りいただいたということでございます。

それから、今、議員おっしゃっていただいております給食センター全体の、これからどういう形で運営していくかという部分につきましては、いろいろ先般も御意見をいただいたところでございますので、10年後、20年度といたしますか、これから先、この給食センターのあり方については、今、御指摘いただいておりますように、宍粟市全体でどういう形でという部分につきましては、今後検討をしていきたいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） ありがとうございます。

ちょっと私も準備不足で、もう少し言いたいんですけれども、ちょっと準備がしていませんのでここで終わりたいと思いますが、市長にもお願いします。声の大きい市民、何が何でも絶対反対という人は、幾ら説明しても反対だと思います。大局的な立場、全市的な立場に立って、声の小さい、正しい、しかし、より多くの市民の声にも耳を傾けて、答弁どおり4月1日実施を決断し、実行すべきだと思います。それこそ、私にとっては2年以上、2年おくれとんですが、2年おくれではありませんが、市長の、ここで前おっしゃっておったリーダーシップを発揮していただきたいなと思います。

同じ6月議会で、市長は、上下水道料金改定がこれまでおくれたのは、議会にリーダーシップがなかったからだとも言われました。確かにその一面もありました。ただし、ここで言いたいのは、もし万一機能集積が平成24年4月1日からおくれるようなことがあった場合、市長にリーダーシップがなかったからだという言葉そのままお返ししたいと思います。

以上です。質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、1番、岸本義明議員の一般質問を終わります。

これをもちまして、通告書に基づく一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は、3月12日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これにて散会といたします。

大変どうも、御苦労さまでございました。

（午後 3時35分 散会）